

第2回「議員報酬等に関する在り方調査会」事項書

平成23年9月17日 午前10時～
ホテルグリーンパーク津 6階
「葵の間」

1 開 会

2 資料説明

3 委員協議

4 閉 会

第1回「議員報酬等に関する在り方調査会」の論点整理（案）

（総 論）

- ・ 議論の前提として、どういう制度が基本にあるのか（憲法、地方自治法、議会基本条例など）を委員が共通認識するとともに県民にも伝える必要がある。
- ・ 議員活動は時間や場所が限定されていない。日々の議員活動が基礎になって議会活動が成り立っている。
- ・ 基礎自治体である市町村の議員と広域自治体である県の議員の活動には違いがある。
- ・ 県民の多様な意見を吸い上げ、統合する機能を持つ議会のコストは、単純に言えば「定数×報酬」である。今回は、現行の定数や選挙区制度を前提とせざるを得ないが、報告の際には残された課題として記述したい。

（共通事項）

- ・ 県議会議員の活動実態（どういう活動をどれだけ時間をかけて行っているのか）をできるだけ詳しく把握する必要がある。
- ・ 公式の議会活動以外に、さまざまな議員としての活動がある。どこまでを県民の税金で賄うのかを考える必要がある。
- ・ 議員活動に要する支出についても把握したいが、所得の使途を調査するのは難しいのではないか。
- ・ 活動実態のほかに三重県の経済的、地域的特性を全国と比較してはどうか。
- ・ 三重県議会は定例会年2回制を採っており、年4回制の議会の倍ぐらいの会期がある。休会日も多いのであまり意味がないのかもしれないが。
- ・ 議員報酬や政務調査費について、議員自身の思いと県民の思いのズレも探ってみたい。

(議員報酬関係)

- ・ 議員報酬は地方交付税に算入されているが、現在の金額が何を重要な要素として決まっているか見えてこない。それが何か、納得できる説明になっているのかをこの機会に確かめたい。
- ・ 議員報酬の額を決める客観的な要素、要因を示し、「説明変数」がうまく抽出できれば説明しやすいし、他県の参考にもなる。
- ・ 横並びで考えるかどうかは別として、会期1日当たり、県民1人当たりの報酬額の比較も必要である。
- ・ 知事や市町村長は退職金が出る。これも報酬であり、任期4年に対する総支給額の比較という視点も置いた方が良い。
- ・ 東日本大震災に係る拠出金のための10%カットは、活動にどれくらい影響があるのかということも知りたい。

(政務調査費関係)

- ・ 政務調査費のできた経緯や、国の立法事務費などとの比較も念頭に置くべきである。
- ・ 現状で県民の理解が得られるのか、議員の使い勝手も検討してはどうか。

配付資料一覧

(法律関係)

- ・ 地方議会議員と公費支給－その法的扱い
(大森座長提出資料) 資料 1
- ・ 地方議会議員と地方公共団体の長との給付面での相違 資料 2-1
- ・ 地方自治制度の沿革 資料 2-2
- ・ 戦前の公務員制度 資料 2-3

(政務調査費関係)

- ・ 政務調査費制度創設の経緯 資料 3-1
- ・ 国会議員と地方議会議員の比較 (給付関係) 資料 3-2

(意識調査関係)

- ・ 三重県議会及び議会改革にかかる県民意識アンケート 資料 4-1
- ・ 議会改革にかかる県議会議員の意向把握アンケート 資料 4-2
- ・ 「議会・会派・議員活動」にかかる状況把握アンケート 資料 4-3

(活動実態関係)

- ・ 旅費からみた三重県議会議員の活動実態について 資料 5
- ・ 三重県議会議員活動実態アンケート調査の実施について 資料 6

地方議会議員と公費支給—その法的扱い

1 議員の報酬—地方自治法上の扱い

2006(平成18年)改正までの自治法の規定

- ① 自治法第203条は「普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、……その他普通地方公共団体の非常勤の職員に対し、報酬を支給しなければならない。」と規定している(1952(昭和27)年自治法改正後)。
- ② 自治法の第204条は「普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、……、その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに再任用短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。」と規定している(1951(昭和26)年自治法改正後)。(下線は著者)

2006年の自治法203条の改正

- 203条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
 - 3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
 - 4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。
- 203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。
- 2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
 - 3 第1項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
 - 4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

改正主旨:議員の報酬の支給方法等が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等と異なっていることを明確にするため、現行の同一条項から議員の報酬の規定に係るものを分離し明確にするとともに、名称を「議員報酬」に改めた。旧203条は、自治体に勤務する非常勤職員についての包括規定であり、その中に、議会の議員を入れ込んでいたため、あたかも公選職の自治体の議員も非常勤職であるかのような誤解を与えていた。それが、この改正によって、ひとまず是正された。

*以下に関しては、全国都道府県議会議長会事務局『地方自治法(議会関係)の変遷に関する調』(平成14年10月)及び全国都道府県議会議長会「都道府県議会制度研究会」の最終報告『自治体議会議員の新たな法的位置付け』2007(平成19)年3月の巻末の(参考資料・自治体議会議員の位置付けに関する規定の変遷を参照)を参照して、大森が記述したものである。

203 条の変遷

1946(昭和 21)年の第 1 次地方制度改革 敗戦後の 1946(昭和 21)年に、府県制、市制及び町村制の全面改正という形で、第一次地方制度改革が行われた。これによって、それまで議会議員を名誉職とする制度は廃止された。この改正後の府県制、市制及び町村制においては、従前の名誉職員を報酬及び費用弁償の支給対象職員として限定列挙し、これ以外の職員を給料及び旅費の支給対象職員として規定し直している。この時点では地方公務員法もまだ制定されてなかったことから従前の名誉職と有給職という区分が使われていた。

地方議会議員及び参事会員に報酬を支給することになった理由について、当時、政府では次のような説明が用意されたという。

(1) 地方議会の議員や参事会員は現在名誉職とせられ、実費弁償のみを受けるものとなっているのであるが、地方団体の事務が近年著しく複雑多岐を加え繁劇となってきたので、執行機関のみでなく議員や参事会員の職務も亦相当に多忙となり、有権者の増加に伴って出費も増加する実情にあるから、これに報酬を支給し得る途を拓くのが当然である。

(2) 議員は選挙に多額の費用を要する外議員としての交際等のためにも相当多額の費用を必要とするため、従来費用弁償の外に、種々の事実上の行過が行なわれてきた傾向があるが、それが却って問題の種子となっているような場合があるからむしろ明確に議員にも勤務に相当する報酬を支給することを建前とする方が適當である。」(内務省編「改正地方制度資料第一部」、昭和 22 年、296 頁～297 頁)

これによって、自治体の議員には報酬が支給されることになったが、従前の実費弁償はそのまま残った。報酬と実費弁償の関係はまったく考えられていなかったと思われる。

1947(昭和 22)年の自治法制定 1947 年の自治法制定によって 203 条は「普通地方公共団体は、その議会の議員、選挙管理委員、議会の議員の中から選任された監査委員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人に対し、報酬を支給しなければならない。2 前項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。3 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」と定められた。

議会の議員等に対する規定は、自治法の第 8 章「給与」の章の冒頭に置かれている。条文の構成と規定の仕方は、1946 改正後の府県制、市制、町村制と同じである。ただ、第 1 項の表現に見られるとおり、報酬支給の根拠が義務規定に変わった。ただし、この段階でもまだ常勤・非常勤という概念は登場していない。

1952(昭和 27)年の自治法改正 1952 年の改正により、第 203 条の第 1 項が「普通地方公共団体は、その議会の議員、(中略)……その他普通地方公共団体の非常勤の職員に対して、報酬を支給しなければならない。2～3(略)」と直された。

この改正は、1950(昭和 25)年の地方公務員法の制定に伴うもので、このとき章名も「給与」から「給与その他の給付」に変更されている。これは同法における給与の概念との均衡を図り、報酬および給料を「給与」とし、費用弁償、旅費、退職年金、退職一時金、実費弁償を「その他の給付」としたことによるものであった。

このときの自治法第 204 条の改正で「常勤の職員」の用語による条文の整備が行われた。これに対応して第 203 条で初めて「非常勤の職員」の用語が用いられ、「その他普通地方公共団体の非常勤の職員」が給付対象者とされた。203 条は「非常勤の職員」を対象とする概括列挙の規定

となっている。203 条に議会の議員を規定しながら、条文上「その他」の次に「の」を入れないことで、議員を非常勤とは決めつけてはいないという曖昧な便法措置をとったといえよう。以後、2006 年まで、この第 1 項は改正されていない。

1952 年の改正に先立って、1951(昭和 26)年 9 月の「地方行政調査委員会議」の「行政事務再配分に関する第 2 次勧告」では、簡素化の観点から、地方議会の議員はすべて「名誉職」とする提案がなされていた。この勧告では、名誉職議員の定数は、府県はおおむね 30 人以上 60 人以内、大都市はおおむね 30 人以上 50 人以内、市はおおむね 20 人以上 30 人以内、町村は 8 人以上 20 人以内とされていた。

これに対し、当時の全国都道府県議会議長会は「議員の身分を名誉とすることは、勢いの責任概念の上において、その活動を消極化し、議会をして従来の執行部に対する協賛機能的存在たらしめる概念がある。」と反対意見(同年 11 月 30 日)を出している。議員の身分を名誉職へ復旧させることはなかった。

1956(昭和 31)年の自治法改正 第 203 条の第 1 項はそのままであったが、1956 年改正により、2 項以下に次のような大きな変更が加えられた。「2 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。3 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。4 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」

非常勤の日割支給原則の例外 この改正は、2 項と 4 項を新設し、議員の報酬支給に関する特例等を規定した点で大改正であった。新設の 2 項は、議会の議員を除く非常勤職員に対する報酬についての支給原則を定めたものであり、その但し書は国会審議の過程で新たに追加されたものである。これは、第 24 回国会衆議院地方行政委員会(昭和 31 年 4 月)おける修正である
＊地方自治総合研究所監修・今村都南雄・辻山幸宣編著『逐条研究 地方自治法Ⅲ 執行機関—給与その他の給付』敬文堂、2004 年、1096 頁、自治庁編『改正地方制度資料』(第 12 部)昭和 32 年、363 頁)。

1956(昭和 31)年 5 月 10 日の参議院地方行政委員会における政府委員(小林与三次)補足説明(勤務日数支給から議員を除いた理由)では「国の場合におきましても、議員につきましては、歳費という制度が確立しておりまして、地方でも従来歳費というような観念でおおむねずっと前から行われておりますので、国との関係も考慮して、これを除くことにいたしましたわけでございます」とされている。(前掲書、『地方自治法(議会関係)の変遷に関する調』299 頁)

また、同年 5 月 22 日の衆議院委員会では地方議員の性格をめぐって次の議論がなされている。

小林武治君(要旨) 県会議員は報酬で生活するものであるのか。地方議員の性格は名誉職の専従職か。

国務大臣(太田正孝君) 職員の生活方式が名誉職的であるか、あるいは専従職であるかという問題につきましては、よく言われることでございますが、名誉職という規定は、昔の地方議会等においてはございましたが、無報酬の名誉職としては、私は今日の経済情勢から見てもできないのではないかと。さりとて専従職として常勤的な役人のような立場にいくべきものでもない。従

って、いわばその中間的なところにあるのではないかと思います。中略 性質論としては専従職と名誉職と対立的なものとすると、名誉職的色彩が強い。しかし昔のいわゆる名誉職の、ただで働くという意味の名誉職ではないと私は思います。対立的に言えば、名誉職と専従職となる場合におきましては名誉職の例であるが、しかしいわゆる昔からいわれている名誉職におきましては、給与を得ておらぬ場合が多おうございますから、そういう意味ではない。まあ中をとったような性質じゃないかと、こう思うのでございます。」(前掲書、『地方自治法(議会関係)の変遷に関する調』304～305 頁)

勤務日数に応じて支給するという原則が「議会の議員以外の者に対する報酬」に限定されたのは、以前から歳費制度がとられている国会議員との均衡が考慮されたためであった。しかし、このことは、議員の報酬については月額又は年額によるべきであるというような反対解釈を許容する趣旨ではなく、法的には議会の議員の報酬に関する支給の原則については何ら触れていないということになる。触れられないがゆえに月額でも年俸でもかまわない。実際には月額となっている。新設の4項は、議員に対する期末手当の途を開いた規定であり、これにより、5項では従前の報酬及び費用弁償に加えて期末手当が追加規定されることとなった。

期末手当を支給する理由 1956(昭和31)年5月22日の衆議院の委員会において地方議員に期末手当を支給する理由は何かという質問に政府は次のように答弁している。

政府委員(小林与三次君) 期末手当につきましては、御議論がこれはあるのですが、これはわれわれとしても、いろいろ議論のあった問題でございます。ただ、今後まあ給与の建前を国家公務員に準じて種類を法定しよう、そういう法定した以外は出すことを禁止しよう、こういう建前をとったものでございます。期末手当につきましては、これは国会議員の方でも出ておるようでございますから、そこで、地方も全部出しておるわけじゃございませんが、府県、市などはかなり出しております。町村は出しておらぬ方が多うございます。それでまあ出し得るということだけにしておくよりしょうがないじゃないか、こういうことで期末手当の規定を入れたのでございまして、当然に全部やれという趣旨じゃもちろんございません。ただそういう給与の建前を変えた結果、これを入れなかったら、禁止するという建前になるのはいかがかということで、やむを得ず入れたのでございまして、実情によってこの手当の支給されることを期待いたしておるわけでございます。(前掲書、『地方自治法(議会関係)の変遷に関する調』300頁)

やむを得ず入れたといっても、可能にすれば出すことになる。事実そうだった。期末手当の支給について、政府は、「議員に期末手当を支給できるとするのは行き過ぎではないか、地方議会の議員は名誉職的なものと考えべきではないか」との問い想定していたが、それに対する答え次のようなものであった。

「地方議会の議員に対する給与その他の給付は、地方公共団体の常勤の職員と異なり、それをもつて本人及びその家族の生活を維持するという建前の上に立つものではないから、その限りにおいては、議員に対する期末手当の支給は必ずしも必要とは思わないのであるが、今回の改正法により、議員も含めて、地方公共団体の職員に対してはいかなる給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには支給できないこととなるので同じく議決機関の構成員たる国会議員に対し現在期末手当が支給されていることに鑑み、地方議員に対しても条例で特に規定するならば、支給できることとしたのである。したがって、今回の改正は議員に対する期末

手当の支給の途をひらいたに過ぎないのであつて、支給しなければならないものとしたわけではないから、取えて行き過ぎとは思わない。又地方議員が名誉職的なもののお考え方については、名誉職の意味が必ずしも明らかでないが常勤の職員を専従職ということに対するものとして、名誉職の語を用いるならば、その通りであると思うが今回の改正が地方議員を、いわゆる名誉職的なものでないものにしたとは考えていない。」(同上、626頁)

曖昧な政治決定 議員は専従職ではないが、期末手当を支給しても議員を「名誉職的なものでないものにした」わけでもないという。実にあいまいな扱いである。結局、国会議員に対し期末手当が支給されていることに鑑み、地方議員に対しても条例で特に規定するならば、支給できることとしたといっているだけである。政治決定が「いい加減」であることが判るが、「いい加減」だからこそ、何者であるのか曖昧な地方議員にもボーナスが出るようになったともいえる。政治の「妙味」とも「自堕落」ともいえるような改正であった。

結局、1955 年の第 22 国会に提出された自治法改正の政府原案においては、非常勤の職員には期末手当は支給できないこととされていたが、地方議員側に要求により、1956 年改正では議会の議員に限り期末手当を支給できることとしたのである。いずれも、議員の職務との関係で一貫して説明できる改正ではなく、地方議員側からの政治圧力が奏功した結果であったといえよう。このように、議会の議員に対する公費支給は、非常勤職員に対する給付原則の例外的な扱いとしての性格をもつこととなった。

報酬水準の決め方 1956 年自治法改正により、第 204 条の 2 で、報酬の水準ないし額は条例が決めることになったが、その水準はどうしたか。市町村で言えば、首長、助役、収入役といった、昔からの三役は、重要な職責を担い、また常勤であるとみなされている。これに対して、議会の議員は、他に職業をもっていて、本議会・委員会等のときだけ勤務するわけだから名誉職的な感覚も残している。したがって、議員という公選の職でも、三役より高い報酬は社会的にも納得されがたい。そこで、「議員の報酬は、出納長、助役の給与を上限として、議員としての活動の態様により、議会ないし政党活動に専念する者の多い都道府県においては上限に近い上席の部長級にスライドし、名誉職感覚の残る町村においては低いという形に収斂していきっているように思われます。市においても、収入役より高いのは指定都市だけのようです。」ということになった(自治総合センター・地方議会制度調査研究委員会『地方議会に関する問題点』昭和 61 年 1 月、34-35 頁)。

実際には、報酬等の額及びその支給方法に関する条例を提案するのは首長であるが、その審議・議決は議会自身であるため、「お手盛り」の批判が出てきた。そこで、国(旧自治省)は何回か、これに関し通達を出している。

国が示した参考基準 特別職の職員の給与について(1968(昭和 43 年 10 月 17 日・自治給第九四号・各都道府県知事宛自治省行政局長)では、特別職報酬等審議会について、以下のような参考基準を示した。

1 審議会の委員の選択

従来、一部の地方公共団体において、特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の委員の人选が元議員や、当該地方公共団体から特別な財政援助を受けている団体の代表者等に偏重し、世論の批判がみられるが、委員の選任に当つては、審議会の審議に住民各層の意向を公平に

反映させるため、委員の構成が、住民の一部の層に偏することのないよう配慮すること。

2 給与改定の実施期間の諮問

審議会に諮問する事項は特別職の職員の給料および報酬の額だけでなく、その改定の実施時期についても諮問するものとする。

3 審議会への提出資料

三役および議会の議員の給与につき審議会に諮問を行なうに際しては、人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体の特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の状況等に関して、少なくともおおむね別記に掲げるような項目の資料はこれを提出し、審議会において十分な審議が行なわれ、適正な給与額の答申がなされるよう配慮すること。

4 審議会の運営

審議会が必要に応じ、公聴会の開催、参考人の意見の聴取等の方法をとることにより、その審議に当該地方公共団体の多くの住民の意思が反映するよう努めるとともに、答申にあたっては審議経過、答申の理由等を明確にし、住民の理解が得られるよう特に留意すること。

5 答申の内容の尊重

特別職の職員の給与を改定する際には審議会の答申の額を上回って給与の額を決定し、または改定の実施時期を繰り上げることをしないよう充分配慮すること。

別記(資料項目)

1 近年における消費者物価上昇率

2 人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与月額

3 過去における特別職の職員の給与改定の状況

4 一般職の職員の給与改定の状況

5 議会費の前五カ年間の一般財源に対する構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込

6 当該地方公共団体の議員報酬月額総額の住民一人当たり額と類似地方公共団体のそれとの比較

7 議会議員の活動状況(審議日数)

(注)5～7は議会議員のみに係るものである。*

* 以上の通知・通達に関しては、都道府県議会議長会資料「議会関係主要通知通達等(報酬関係)」675～677頁に依拠した。

各自治体では、この1968年の参考基準にそって特別職報酬等審議会を設置し、その答申を尊重しながら、議会議員の報酬等を決めている。

三重県の特別職報酬等審議会の場合→(別紙)

総務省が公表している「地方公務員給与の実態—平成17年4月1日地方公務員給与実態調査結果—平成17年度版」のよると、自治体議員の平均月額報酬は最高と最低では相当の開きがある。都道府県では最高が東京都で議長1320千円、議員1060千円、最低は島根県で768千円、655千円、政令市では最高が名古屋市で議長1250千円、議員1010千円、最低は静岡市で807千円、649千円、市では最高が大阪府堺市で議長900千円、議員780千円、最低は広島

県江田島市で258千円、196千円、町村では最高が神奈川県葉山町で議長499千円、議員400千円、最低は沖縄県渡嘉敷村で120千円、94千円となっている。こうした落差は、各自治体の実情を反映しているのではあるが、議員報酬が交付税措置されていることを考えれば、にわかには納得がしがたいだろう。それぞれの段階で議員が果たしている活動実態にそれほどの開きがあるとは思われないからである。

2 政務調査費の経緯

報酬・費用弁償・期末手当の他に、自治体は、その議員に対して政務調査費を支給することができる。自治法は、第100条第13項で「普通地方公共団体は、条例の定めるとことにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない」とし、また第14項で「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるとことにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

2000年(平成12)の自治法改正と政務調査費の導入 自治法第100条に第13項が新設され、議員又は会派が、その政務調査活動に要する経費の一部を補助金の交付を受けられることになったのには、次のような経緯があった。

国会議員の立法事務費 きっかけは、1953年(昭和28)施行の「国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律」であった。国会議員の「立法事務費」は、その名称のとおり、議員の立法活動への助成である。この法律の1条で「国会が国の唯一の立法機関たる性質にかんがみ、国会議員の立法に関する調査研究の推進に資するため必要な経費の一部として、各議院における各会派(ここにいう会派には、政治資金規正法の規定による届出のあつた政治団体で議院におけるその所属議員が一人の場合を含む)に対し、立法事務費を交付する」と規定している。2項で、わざわざ「前項の立法事務費は、議員に対しては交付しないものとする」としている。立法事務費は毎月交付である。各会派の認定は、各議院の議院運営委員会の議決によって決定される。「立法事務費」は各議院内の会派の立法活動に関する調査研究に対する助成が目的で、議員には交付せず、非課税扱いとなっている。

「公益上必要ある場合の補助」として開始 この立法事務費を見て「国会議員で出るなら地方議員もほしい」と都道府県の議員が考えただろうことは容易に想像できる。しかし、その際、国会議員の立法に照応する自治体の議員の立法(条例の企画・立案)を想定したとは考えられない。しかも、当時、地方議員「個人」に対しても「法律又はこれに基づく条例に基づかずには」公費支給ができないことになっていた。自治法には国会の立法事務費の交付に当たるような条文も条例への委任もなかったからである。

そこで考え出したのが、立法事務費と同様に「会派」を対象とし、地方自治法232条の2の「公益上必要ある場合」の補助として公費を支給してもらおうというものであった。この補助金支給が「調査研究費」として都道府県から政令指定都市、そして一般市へと徐々に広がっていったのである。国家議員の場合は、立法事務費とは文字通り法案をつくるための経費であって用途が限定されている。しかし、当時、地方議会の議員の間に議会で条例の企画・立案をしようという発想

はほとんどなかったから、議員が視察や研修などをした場合にかかった費用の一部を調査研究費として会派に支給しようということになった。そもそも趣旨のはっきりしない公費支給であった。

隠れ報酬の批判 問題はどこにあったか。「公益上必要ある場合」の補助を出すかどうかの権限は首長にある。県政調査研究費あるいは市政調査研究費を補助金で出すと、交付の条件や方法は首長が要綱で決めることになる。だから、予算の組み方、支出の形式では議会費の中でなく総務費の中に入っていた。その使途に関して厳密な基準を設け、領収書の添付や、視察の報告書を求めることを徹底すれば、執行機関の監視機能を果たす議会の活動へ干渉しているのではないかといわれかねない。そこで公費支出でありながら、内容・使途については実際には「ノータッチ、ノーチェック」と同然になってしまった。

議員個人へは違法だが、会派へは違法でないという理由で補助交付金の一形態として支給しているところが多かったが、「公益上の必要」をどう規定するのかが定かでないため、住民からは「隠れ報酬」「第二報酬」「ヤミ手当」「別財布」などの批判を受けることになった。

もちろん、この調査研究費は会派に対するもので個々の議員のポケットマネーとして「山分け」することは許されないとされていた。調査費は議会内の各会派へ、毎月、所属議員数に応じて交付され、首長が予算の範囲内で算定した額とされた。交付対象は会派に限られていたが、所属議員が1人の会派や無所属議員の場合も会派届けを出せば交付を受けられる扱いとなっていた。支払ってはいけない項目としては慶弔費、餞別などの儀礼的な経費、政党活動費、酒を伴う飲食費などであった。調査費で画集や歴史のビデオを購入したため「公費の個人的な流用」と問題化したケースもあった。使途については決算書が当該年度終了後に議長を経由して首長に提出され、関係書類は保存されているといわれるが、領収書の添付がないのが一般的であった。

法的な位置付けの要望 1990年代の中頃から各地のいわゆる市民オンブズマン等がこの調査交付金に関する情報公開を求める運動を展開したが、この補助金の交付の根拠や運用がバラバラで、しかも公開対象外にしているところもあるなど使途が不透明であることが明るみに出て、廃止の要求や訴訟が起こった。

地方議会議長会三団体は、自治法で会派を明記し世間的にも堂々と使えるようにしてほしいと国に要請した。1999(平成11)年10月、全国都道府県議会議長会は、「都道府県政調査交付金の法的な位置付けを明確にするとともに、条例で議員活動に要する経費を支給できるよう」自治法の改正を求める決議し要望している。それまでの補助金の法的な追認を求めるものであったといえる。

その法制化運動の中で、議長会は、自治法上、会派への支給を明確にし、それが定着したあと、次の段階で議員個人への支給を法改正する二段階方式を提案していた。当時の自治省は会派を対象にするなら議員立法に反対しないとの態度であった。こうして自治法が改正され、条例に基づいて政務調査費を支給できる措置がとられることになったのである。

自治法第100条の第13項 自治法第100条(「調査権、政府の刊行物送付義務、図書室附設」)に第13項を新設し「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」と規定することとなった。

この改正は議員立法であった。2000(平成12)年5月18日の衆議院地方行政委員会における委員長起草案の提案理由説明では「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化

していくことが必要不可欠であり、議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要になっております」とされた(前掲書、『地方自治法(議会関係)の変遷に関する調』439 頁)。2000 年(平成 12)5 月の自治法改正に伴い、自治体において新たに条例を制定する必要があることを踏まえ、2001(平成 13)年 4 月 1 日施行とされた。

地方議員側からの要請を受けて国会議員から会派だけでなく議員も対象とするようにとの発言があり、支給対象は会派、議員、会派と議員の三つとなった。実際に、政務調査費が条例化されときは、会派を対象とするものが多かった。会派への支給を法的に認知させることが運動の目的だったからである。しかし、会派単位で政策立案に取り組むときを別にすれば、各議員の活動の方がキメ細かく広範囲に及びうるため会派だけを対象にするには無理があったともいえる。これに伴い、地方交付税の上でも、道府県分について政務調査費の措置が講じられるようになった(市町村分には措置がない)。標準団体(人口 170 万人、議員数 53 人)の歳出の議会費における「負担金、補助金及び交付金」という経費区分の中で措置されている。平成 13 年度から議員 1 人月約 23.9 万円、年額約 286.8 万円の積算である。

政務調査費の交付を受けた会派または議員は、当該政務調査費に係る収支報告書を議長に提出するものとされているが、これは、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保するためのものであり、当該報告書を情報公開や閲覧の対象とするなど、一応は、住民への説明責任を果たしていくべきものとなっている。使う経費は、調査委託費、研修費、会場費、資料作成費、資料購入費、広報費、事務所費、事務費、調査研究を補助する者への人件費などで、余った場合は年度末に返還義務がある。非課税である。

曖昧な「政務」 曖昧なのは「調査研究」を何ら定義していないだけでなく、法文上の規定は 100 条の議会調査にかかわらせながら、政務調査費という言い方に示されているように、調査研究を「政務」にかかわらせていることである。その「政務」とは何かが不明である。多くの自治体議員は調査研究が「政務」に関するものであるという場合、その「政務」とは何だと考えているだろうか。

「立法事務費」は「国会が国の唯一の立法機関たる性質にかんがみ、国会議員の立法に関する調査研究の推進に資するため」であり、「政務調査費」は「その議会の議員の調査研究に資するため」である。自治体議会の場合、「議会の議員の調査研究」が「立法」に関するものであるかどうかは明示されていない。自治法の 100 条の中の規定であることから見ると、当該の自治体の事務の調査(監視機能)が想定されており、明示的には議案の調査・企画・立案(立法＝政策形成機能)に関わらせてはいない。つまり、「立法事務費」と「政務調査費」には似て非なるものがあり、自治法の趣旨は立法機関としての議会の充実強化を図ろうとしているとは思えない。

「政務」という用語から直ちに想起されるのは、かつての中央省庁で使われていた「政務次官」と「事務次官」の区別であり、政務次官制が廃止された後導入された「副大臣・大臣政務官」である。政務は事務と対比されている。政務といえば、例えば副大臣は「その省の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその省の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する。」とされ、大臣政務官は、「その省の長である大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。」とされている。

ここでは、政務とは、政策に関与し国会との連絡交渉に当たることを意味している。この意味で政務は、単に事務に関する調査研究ではなく、政策の立案・企画にかかわる調査研究であるといえる。「政務を処理し」とある「政務」は政治マター（利害対立・係争・トラブルへの対処・調整問題）の処理活動であるといえよう。

いったい、政務調査費は、どのような議員活動を支給対象としているのであろうか。自治法で政務調査費の規定が議会の調査にかかわらせているということは、政策形成機能というより、首長等の事務執行をめぐる、不透明なこと、不適切なこと、住民との関係で問題が発生していることなどの調査機能であることを窺がわせる。したがって、自治体議会の会派ないし議員が政務調査費を受給しているからといって、それで政策形成機能を行えという趣旨ではないだろう。そうだとすると、政務調査費の使途は、さらに分からなくなる。

一応、政務調査費は、議案の審査や政策提言等に要する調査研究が主な使途と解されているが、住民との意見交換会など民意の把握・吸収のための活動に要する経費のすべてに充てられることはされていない。また、法的には収支報告の提出しか義務付けられていないことから、多くの議会では、会派や議員の政治活動の自由を保障する観点から支出の明細を記した領収書の添付・提出は必要としないという取り扱いをしている。そこで、この使途をめぐる住民監査請求や訴訟が起こされ、政務調査費のあり方が政治争点化している。ずさんな、あるいは不透明な使途がマスコミに取り上げられたこともあり、2007年の市区議会議員選挙を前に領収書添付の動きが広がった。

政務調査費と政治活動 この際、自治体の事務に関する調査にかかる経費を会派ないし議員に交付することはやめるべきだ、という改革案はありうる。調査は議会ないし委員会で行い、必要ならば学識経験者の参加を求めればよい。もし国会のように会派に限定して「立法事務費」を交付するならば、「議会が当該自治体の議事機関であることかんがみ、議会議員の政策形成に関する調査研究の推進に資するため」と規定し直し、一定の使途を決めた上で、「政策形成に関する調査研究」の活動報告ないし成果報告を義務づけてはどうだろうか。もちろん公費の支出であるから、何に使ったかが判る領収書の添付・提出は義務付けるべきである。住民代表としての議員が、政策立案や立法・調査を行なうため、情報収集活動、意向調査活動、住民との意見交換活動などの議員活動に対し、「政策研究活動費」として激励・助成するのである。あるいは、一定期間試行の後、妥当な調査研究費を算出し、議員報酬(所得)に組み込むことによって政務調査費は廃止することが考えられる。そのほうが議員としての活動に広く使いうる。

政務調査費は、会派や議員の政治活動の自由に係っているという見方が自治体の議員たちには比較的強いように思われる。そこから、政務調査費の使途公開に対して「政治活動の自由と独立を損なう」とか「議員の政治活動は公開になじまない」とか消極論が出てくる。それでは、いうところの政治活動とは何であろうか。

政治活動の定義は簡単ではないが、常識的には「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする個人又は団体の活動」(政党活動、政治団体活動)をいうし、また「特定の公職(公職選挙法第三条に規定する公職)の候補者(当該候補者になろうとする者も含む)もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする個人又は団体の活動」(選挙運動)をいうといつてよいであろう。

政治活動を上記のように捉えれば、政治活動は公選職にある議員に限られない。もちろん、公選職である現職の議員が政治活動(選挙運動には一定の制限がある)を行うのは当然である。問

題は自治体議会の議員としての職務と政治活動の切り分けである。政治活動のすべてを議員の活動に包含させ、その活動への対価を助成せよという主張は非常識である。もともと、政治上の主義の主張も選挙運動も公選職に就いていることとは直接には関係がないからである。

政治活動は、公選職としての制約なしに自由に行いうる活動であり、経費は自前で負担するのが筋である。しかしながら、国会議員の政治活動については、政党助成法に基づく政党交付金があり、この点で、政党助成法に基づく政党交付金について検討し、自治体議会においても同様の制度を創設する必要があるか否かについて検討しておかなければならないだろう。

政党助成法の概要 政党助成法による政党交付金制度創設の経緯及びその交付対象などの制度の概要は、次のとおりである。

政府の諮問機関である第8次選挙制度審議会は、1990年(平成2)年に「政治腐敗の解消および政治活動に必要な財政基盤の強化を目ざすために」公的助成(税金の投入)が必要である旨の答申を出し、これに基づいて1994(平成6)年3月に政党助成法が制定された。政党交付金は、国から各政党の政治資金を補助するために提供される金銭で、民主政治を健全に維持するための必要なコストともいわれる。

政党交付金の交付の対象となる政党は、衆議院議員又は参議院議員を5人以上有するもの、衆議院議員又は参議院議員を1人以上有し、かつ、前回の衆議院議員総選挙、あるいは前回又は前々回の参議院通常選挙において全国を通じた得票率が2%以上であるもののいずれかで、法人格をもつものに限られる。

毎年の政党交付金の総額は、直近の国勢調査人口に250円を乗じて得た額を基準として予算で定められる。ちなみに、2006年の政党助成金支給額(2006年1月18日確定)の総額は2005年と同じ317億3100円である(自民党168億4,600万円、民主党104億7,800万円、公明党28億5,800万円、社民党10億600万円、国民新党2億6,600万円、新党日本1億6,000万円)。なお、日本共産党は、この制度を支持しないとし受け取りを拒否している。二院クラブは受け取る政党としての届け出を行い、交付額を確保したうえで交付請求せず、その分は不用額として会計処理されている。

政党が受けた交付金の使途については、政党活動の自主性(政治活動の自由)を尊重するため、使い道は各政党の自由に任されている。とはいえ、国民が納める税金を財源としていることから、法律は、政党に会計帳簿の備付けを義務づける(政党がこの報告書などを提出しないときには、当該政党に対して交付すべき政党の交付金の金額、または一部の助成を停止することができると同時に、総務大臣への報告書の提出義務を課している。また納税者に対する情報公開は必要不可欠であるところから報告書の要旨は官報に公表され、監査意見書、監査報告書などとともに告示の日から5年間、総務大臣(政党の支部報告書などについては都道府県選挙管理委員会)が保存することが義務づけられている。さらに、閲覧の請求があれば、これに応じなければならない。

党派活動との関係

各議員は初議会のときに党派届けを出す。党派に関しては、現行の地方自治法、委員会条例、標準会議規則においては何ら規定がなく、地方自治法第100条第13項において政務調査費の交付対象の一つとして規定されているだけである。この交付先として党派届けを出すのである。

2008年の自治法改正によって、各派代表者会議、全員協議会等議会における議案の審査、

議会運営の充実を図るため各種の会議等が開催されている実態を踏まえ、議会活動の範囲を明確にするため、議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとなった(自治法 100 条 12 新設「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」)。ここで想定されている各派代表者会議は、会派を前提にしているから、議会活動と単位として会派が認められたといえる。

国が示した参考基準に対する三重県特別職報酬等審議会の状況

参 考 基 準	三 重 県 特 別 職 報 酬 等 審 議 会 (平成18年) の 状 況
1 審議会の委員の選任	三重県特別職報酬等審議会条例第3条第2項の規定により、委員は三重県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから選出されており、住民各層の意向を公平に反映できるよう配慮されている。 (大学教授2名、企業・経営団体4名、労働団体1名、NPO1名、報道機関1名、司法書士1名 計10名)
2 給与改定の実施期間の諮問	改定の実施時期についても、諮問、答申されている。
3 審議会への提出資料	参考基準に示された資料項目がほぼ提出されているのに加えて、多くの関係資料が提出されている。ただし、「議会費の前5カ年の一般財源に対する構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込」に該当する資料は提出されておらず、「議会議員の活動状況(審議日数)」については、会期日数のみで本会議、委員会、休会等の内訳までは示されていない。 なお、審議会には議会代表者(正副議長)が出席して意見を述べている。
4 審議会の運営	公聴会や参考人聴取は行われていないが、審議会はすべて公開で開催され、答申には審議経過、答申理由も明示されている。
5 答申の内容の尊重	答申の額どおりに改定されている。

※ 提出資料及び答申内容の詳細については、第1回会合の資料2-1をご参照ください。

地方議会議員と地方公共団体の長との給付面での相違

	議会議員	知事（地方公共団体の長）
日本国憲法	第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。	2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。
地方自治法 （選挙）	第十七条 普通地方公共団体の議会の議員及び長は、別に法律の定めるところにより、選挙人が投票によりこれを選挙する。	
地方自治法 （給与その他の給付）	第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。 2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。 3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。 4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。	第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、・・・（略）・・・その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。 2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、・・・（略）・・・期末手当、勤勉手当、・・・（略）・・・又は退職手当を支給することができる。 3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。
	（第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理員、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。 2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。 3 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。 4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。	
	第二百四条の二 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをしてその議会の議員、第二百三条の二第一項の職員及び前条第一項の職員に支給することができない。	

	議会議員	知事（地方公共団体の長）
地方公務員法	第三条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。 3 特別職は、次に掲げる職とする。 一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職 一の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職 一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの 二の二 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職 四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職 六 特定地方独立行政法人の役員	
条 例	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例

退職手当について（平成 18 年 12 月 27 日付け 三重県特別職報酬等審議会答申抜粋）

④一任期あたりの総収入

今年度の審議会においては、給料月額だけではなく、期末手当・退職手当を含めた一任期あたりの総収入についても調査した。一任期あたりの総収入における全国順位は、給料月額のみで比較した順位よりも上位にあり、給料月額の検討にあたっては、一任期あたりの総収入も視野に入れる必要がある。

地方自治制度の沿革

	府県會議員	知 事 等
政 體		明治元年閏4月21日 太政官第331 官職 ○府 知府事一人 ○藩 諸侯 ○縣 知縣事
廃藩置縣ノ 詔書		明治4年7月14日 太政官第350 ・・・今更ニ藩ヲ廢シ縣ト爲ス是努メテ冗ヲ去リ簡ニ就キ 有名無實ノ弊ヲ除キ
府縣官制		明治4年10月28日 太政官第560 府縣官制左通被定候事 府 知事 一員 三等 權知事 四等 縣 知事 一員 四等 權知事 五等
縣治條例		明治4年11月27日 太政官達第623 縣治職制 令 權令 令アレハ權令ヲ置カス 權令アレハ令ヲ置カス 縣内ノ人民ヲ教督保護シ條例布告ヲ遵奉施行シ租税ヲ收 メ賦役ヲ督シ賞刑ヲ判シ非常ノ事アレハ鎮臺分營ヘ稟議シ 便宜處分スルヲ掌ル
縣治條例ヲ廢 シ府縣職制並 事務章程		明治8年11月30日 太政官達第203号 (府知事・県令の職制等の改正)
府縣會規則	明治11年7月22日 太政官布告第18号 府縣會規則左通被定候條此旨布告候事 第十條 府縣會ノ議員ハ郡區ノ大小ニ依リ每郡區ニ五人以下 ヲ選フ 第十一條 議長副議長ハ議員中ヨリ公選シ府知事縣令之ヲ認 可シ内務卿ニ報告ス可シ 議長副議長及ヒ議員ハ俸給ナシ但會期中滞在日當及ヒ往復 旅費ヲ給ス其額ハ會議ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム	

	府県会議員	知 事 等
府縣官職制		明治 11 年 7 月 25 日 太政官達第 32 号 (府縣職制並事務章程を廃止し、新たに定めた職制の中に府知事・県令と議会の關係を規定) 第十 府知事縣令ハ府縣會議ヲ招集シ及其會議ヲ中止スルコトヲ得 第十一 府知事縣令ハ議案ヲ發シテ府縣會議ニ付シ決議ノ後之ヲ認可シ或ハ認可セサルコトヲ得
地方官官制		明治 19 年 7 月 12 日 勅令第 54 号 府縣 第一條 各府縣ニ職員ヲ置ク左ノ如シ 知事 書記官 收税長 . . . (以下略) 第二條 知事ハ一人勅任ニ等又ハ奏任一等トス内務大臣ノ指揮監督ニ屬シ各省ノ主務ニ就テハ各省大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政及警察ノ事務ヲ總理ス但東京府知事ハ勅任一等ニ陞ルコトヲ得 (以下略)
府縣制	明治 23 年 5 月 17 日 法律第 35 号 第二條 府縣會ハ府縣内郡市ニ於テ選舉シタル議員ヲ以テ之ヲ組織ス 郡市ニ於テ選舉スヘキ府縣會議員ノ定數ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但各郡市ヲシテ少トモ一人ノ議員ヲ選舉セシムヘシ 第五條 府縣會議員ハ名譽職トス其任期ハ四年トシ毎二年其半數ヲ改選ス若其圓數二分シ難キトキハ . . . (以下略) 第五十五條 名譽職參事會員及委員ニハ . . . (略) 府縣會議員ニハ旅費及滯在手當ニ限り之ヲ給スルコトヲ得但滯在手當出務日當ヲ併セ一日一圓五十錢ヲ超エルコトヲ得ス	

	府県會議員	知 事 等
地方官官制改正		明治 26 年 10 月 30 日 勅令第 162 号 (職員配置形態・府県庁機構について改正)
府縣制改正	明治 32 年 3 月 15 日 法律第 64 号 第五條 府縣會議員ハ府縣ノ人口七十萬未満ハ議員三十人ヲ以テ定員トシ七十萬以上百萬未満ハ五萬ヲ加フル毎ニ一人ヲ増シ百萬以上ハ七萬ヲ加フル毎ニ一人ヲ増ス 各選舉區ニ於テ選舉スヘキ府縣會議員ノ數ハ府縣會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ府縣知事之ヲ定ム (以下略) 第九十四條 府縣會議員名譽職參事會員其ノ他名譽職員ハ職務ノ爲要スル費用ノ辦償ヲ受クルコトヲ得 費用辦償額及其支給方法ハ府縣會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ府縣知事之ヲ定ム若之ヲ許可スヘカラスト認ムルトキハ内務大臣之ヲ定ム	
府縣制中改正	大正 3 年 3 月 31 日 法律第 35 号 第五條中「内務大臣ノ許可ヲ得」ヲ削リ第三項ヲ左ノ如ク改ム (以下略) 第九十四條第二項ヲ左ノ如ク改ム 費用辦償額及其支給方法ハ府縣會ノ議決ヲ經テ府縣知事之ヲ定ム	
府縣制中改正	昭和 4 年 4 月 13 日 法律第 55 号 第三條ノ二 府縣ハ府縣條令ヲ設クルコトヲ得 (以下略) 第五條第二項中「府縣會ノ議決ヲ經テ府縣知事之ヲ定ム」ヲ「府縣條令ヲ以テ之ヲ規定スヘシ」ニ改ム 第九十四條第二項中「府縣會ノ議決ヲ經テ府縣知事之ヲ定ム」ヲ「府縣條令ヲ以テ之ヲ規定スヘシ」ニ改ム	

府県制の一 部を改正す る法律 (道府県制)	府県会議員	知 事 等
	昭和21年9月27日 法律第27号 第九十四條 府縣會議員、府縣會議員選舉管理委員、府縣參事會員、府縣會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員及委員ニハ報酬ヲ給スルコトヲ得 府縣會議員、府縣會議員選舉管理委員、府縣參事會員、府縣會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員、委員、投票管理委員、投票立會人、開票管理委員、選舉長及選舉立會人ハ職務ノ爲要スル費用ノ辦償ヲ受クルコトヲ得 報酬額及費用辦償額並ニ其ノ支給方法ハ府縣條令ヲ以テ之ヲ規定スベシ	第七十四條ノ二 府縣ニ府縣知事ヲ置ク 府縣知事ハ官吏トス 府縣知事ノ任期ハ四年トシ選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス 府縣知事ハ其ノ被選舉權アル者ニ就キ選舉人ヲシテ選舉セシメ其ノ者ニ就キ之ヲ任ズ
地方自治法	昭和22年4月16日 法律第67号 第十七條 普通地方公共団体の議会の議員及び市長は、その被選舉權を有する者について、選舉人が投票によりこれを選挙する。 第八十九條 普通地方公共団体に議會を置く。 第二百三條 普通地方公共団体は、その議会の議員、選舉管理委員、議會の議員の中から選任された監査委員、専門委員、投票管理委員、開票管理委員、選舉長、開票立會人、開票立會人及び選舉立會人に対し、報酬を支給しなければならない。 前項の者は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、條例でこれを定めなければならない。	第二百三十九條 都道府縣に知事を置く。 第二百四條 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる職員（専門委員を除く。）、学識経験を有する者の中から選任された監査委員、議會の書記長及び書記、選舉管理委員會の書記並びに監査委員の事務を補助する書記に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。 給料及び旅費の額並びにその支給方法は、條例でこれを定めなければならない。 第二百五條 前條第一項の職員は、法律の定めるところにより、退職料、退職給與金、死亡給與金又は遺族扶助料を受けることができる。

参考文献：【史料】日本の地方自治（学陽書房）

第1編 《人事行政》

【第2部】 人事院の創立、変遷と国家公務員人事管理における現代的課題

第1節 人事院の創立、変遷

1 戦前の公務員制度(官吏制度)

戦前の公務員制度(官吏制度)の特徴は「天皇の官吏」であることであり、官吏は天皇に忠誠を尽くすことが必要とされていた。そのため、旧憲法の第1条の「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」という天皇主権を明示する規定等に対応して、同10条の「天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス」という天皇の官制大権、任免大権を示した規定が設けられていた。「天皇の官吏」であることを基本とする戦前の公務員制度が、国民主権を原則とする新憲法の下、「国民全体の奉仕者」としての公務員制度に転換され、昭和23年12月に人事院は創立された。そこで、まず、戦前の公務員制度を概観する。

(1) 任用

明治維新後、明治政府の官吏(注1)は自由任用が原則であり、藩閥の情実任用が行われていたが、これに対して批判が起き、明治政府は明治20年以後試験制度を取り入れた(文官試験試験補及見習規則(明治20年勅令第37号)、文官任用令(明治26年勅令第183号)、文官試験規則(明治26年勅令第197号)など)。しかし、大隈内閣が試験任用の対象外の勅任官に多くの党員を任命するという獵官を行ったことから、明治32年、山縣内閣は、官吏の任用資格を厳しくするため文官任用令の改正を行うとともに官吏の身分保障を厚くする(文官分限令(明治32年勅令第62号)など)等、官吏の人事に政党勢力が及ぶことを抑える方策を取った。

(注1)戦前の公務員は、天皇の下、天皇の大権に基づいて公務の担任を命ぜられた公法上の関係にある官吏と民法上の雇員、傭人等に分けられていた。公務員の中心であった官吏は高等官と判任官に分けられていた。とりわけ、高等官は、最上位のグループとして、等級が定められていない勅任官(各省大臣など親任式をもって叙任されるので親任官といわれていた)のグループがあり、その下に、高等官1等、2等の勅任官があり、一番下は、高等官3等から9等の委任官のグループがあった。
(P55 参考資料1「戦前の公務員の区分」参照)

なお、この後、文官の任用資格(試験資格を任用上必要としないとするいわゆる「自由任用」の範囲等)を巡って、頻繁に勅令の改正が行われ、また後述する官吏を自由に休職できるとする「官庁事務都合による休職制度」の濫用とあいまって、大きな政治課題となっていた。(P55 参考資料2「政党政治と地方官の地位」、P56 参考資料3「自由任用制度と官庁事務都合による休職」参照)

(2) 服務・身分保障

官吏の服務は、官吏服務紀律(明治20年勅令第39号)により定められており、官吏は「天皇陛下及天皇陛下ノ政府ニ対シ忠順勤勉ヲ主トシ法律命令ニ従ヒ各其職務ヲ尽スヘ

シ」とされ、その身分に伴う忠実無定量の服務の義務を負うとともに、命令遵守義務、機密保持義務、兼業の制限等が課せられていた。なお、一般の官吏と衆議院議員の兼職は、大正 14 年の衆議院議員選挙法の成立までは認められていた。

懲戒は文官懲戒令（明治 32 年勅令第 63 号）により定められ、懲戒事由は、①職務上の義務に違背し又は職務を怠ったとき、②職務内外を問わず官職上の威厳又は信用を失うべき行為があったときに限定され、処分の種類は免官、減俸、譴責の 3 種類とされた。この勅令の制定により、みだりに懲戒処分ができなくなった。

身分保障としては、文官分限令が定められ、親任官等を除き、免官事由は、①刑の宣告や懲戒処分を受けたとき、②不具廃疾、身体の衰弱等により職務を執るに堪えないとき、③免官を願い出たとき、④官制又は定員の改正により過員を生じたときに限定された。また、休職事由も①文官懲戒令の規定により懲戒委員会の審査に付されたとき、②刑事事件に関し告訴又は告発されたとき、③官制または定員の改正により過員を生じたとき、④官庁事務の都合により必要なときに限定され、①②の場合は、事件係属中は休職とされ、③④の場合は 3 年間の休職期間の満期には当然退官することとされた。なお、休職中は俸給の 3 分の 1 が支給された（④はもともと官庁の新陳代謝を促進するために設けられた規定であるが、政党勢力の獵官にも利用された）。

(3) 給与等の勤務条件

官吏の俸給決定については、旧憲法第 10 条により、天皇の大権に属することとされていた。官吏は一身を捧げて勤務に服すべき義務を負うものの、原則として、他に収入を得る途のない者であるから、国家はその生活を支持するために俸給を支給することとされ、その俸給は官吏としての地位や体面を保持するにふさわしいものという性格が強かった。具体的には、旧憲法の制定に先立つ明治 19 年に制定された高等官官等俸給令（明治 19 年勅令第 6 号）、判任官官等俸給令（明治 19 年勅令第 36 号）等により、俸給制度が作られていた。なお、官吏には特別に恩給制度が設けられていた。

戦前の俸給については、現在行われているような官民比較に基づく毎年の変更は行われず、明治 43 年及び大正 9 年の物価高騰を背景としたベースアップ、昭和 6 年の不況を背景とした減俸の 3 回が行われたにすぎない。なお、俸給のほか賞与や手当が支給されていた。

勤務時間、休暇については、大正 11 年の「官庁執務時間並休暇ニ関スル件」等により関連する規定が整備されていた。

（平成 20 年度年次報告書（人事院編集・監修）から抜粋）

政務調査費制度創設の経緯

○ 議員の処遇に関する昭和 31 年地方自治法改正の経緯

昭和 31 年改正により第 204 条の 2 が新設され、議員に対する給付は法律又はこれに基づく条例に基づかずには行うことができないこととなった。これに対し、議会内の各会派に対し、会派の活動費用として調査研究費を交付することは、地方自治法第 232 条の 2 を根拠として適法なものと判断され、県政調査交付金（名称は団体によって異なる）として全都道府県で交付された。

第 204 条の 2 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第 203 条の 2 第 1 項の職員及び前条第 1 項の職員に支給することができない。

第 232 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

○ 現在の制度への改正

県政調査交付金に対し、平成 9 年 4 月～10 年 8 月までの間に県政調査交付金に関する情報開示請求が 41 団体 71 件に及び、各議会において県政調査交付金の処理手続きの改善が求められた。

また、県政調査交付金の公益上の必要性、給与等の支給制限違反、一人会派への支給の是非及び交付金の支出・実績報告書の内容の適否などを理由に訴訟も相次いだ。

以上のような県政調査交付金の支給をめぐる厳しい状況を打開するため、本会において対応策を協議したが、その結果①県政調査交付金の支給根拠を法的に明確にすること、②議員活動に必要な経費を条例で支給できるようにすること、という要望を行った。

その後、自民党内に設置された検討小委員会における審議の状況等を踏まえ、最終的には、会派又は議員に対し政務調査費を交付できる根拠条文を新設し、併せてその透明化を図る、との考え方で整理を行い、要望を行った結果、現行制度となったものである。

第 100 条⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は条例で定めなければならない。

⑮ 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出しなければならない。

（全国都道府県議会議長会作成資料を転記）

政務調査費制度創設に係る衆議院地方行政委員長趣旨弁明

平成十二年五月十八日（木曜日）

○斉藤斗志二君（略）

初めに、地方自治法の一部を改正する法律案について趣旨弁明を申し上げます。
まず、本案の趣旨について御説明いたします。

地方議会は、住民の負託にこたえ、幅広い活動を行っておりますが、地方分権の進展に伴い、審議が複雑高度化し、委員会審査の一層の充実が求められる中でさらに積極的、効果的な議会活動を行っていくためには、現行法における人口段階別の常任委員会数の制限を廃止し、それぞれの議会の判断に基づいて常任委員会数を決定できるよう制度を改善し、地方議会の自主性、独自性を尊重していく必要があります。

また、地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会の会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、あわせて、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要になっております。

以上のこと等から、地方議会の活性化に資するために、本案を提出した次第であります。

次に、本案の内容について御説明申し上げます。

まず第一に、地方議会の意見書を、関係行政庁のほか、国会にも提出することができるものとしております。

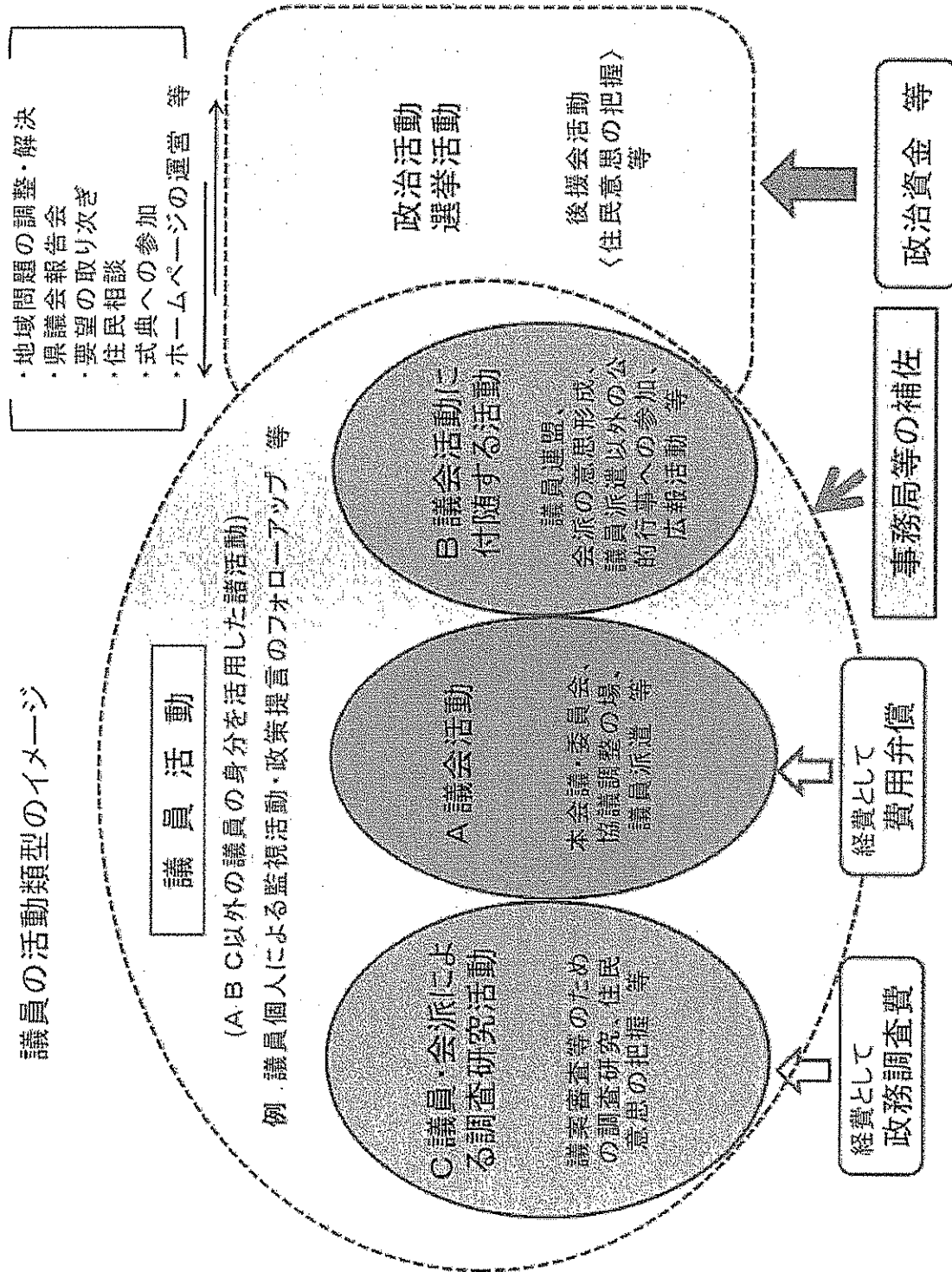
第二に、地方公共団体は、条例により、地方議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会の会派または議員に対し、政務調査費を交付できるものとするとともに、政務調査費の交付を受けた会派または議員は、その収支状況を議長に報告するものとしております。

第三に、地方議会における人口段階別の常任委員会数の制限を廃止するものとしております。

本案は、本日地方行政委員会におきまして、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

（第147回国会衆議院本会議会議録抜粋）

議員の活動類型のイメージ



(議長会事務局作成)

国会議員と地方議会議員の比較(給付関係)

	歳費・報酬	期末手当	文書通信交通滞在費 ・費用弁償	調査研究の ための経費
国会議員	歳費 ・国会議員をしてその職務を全うさせるため、国庫から支給される給与 ・一般職の国家公務員の最高の給与額より少ない額とされている	○	文書通信交通滞在費 ・公の書類を発送し、公の性質を有する通信等のための手当 ・議員に交付	立法事務費 ・議員の立法に関する調査研究の推進に資するため必要な経費 ・会派に交付
地方議会議員	報酬 ・勤務に対する反対給付(生活給たる意味は有しない) ・地方議員の場合、勤務日数に応じた支給とすることも月給制にすることも可能	○ (条例で支給可)	費用弁償 ・職務を行うために要する費用の弁償 ・条例により議員に交付	政務調査費 ・議員の調査研究に資するため必要な経費 ・条例により議員又は会派に交付

(総務省作成資料)

文書通信交通滞在費の法的根拠

国会法（抜粋）

第三十八条 議員は、公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため、別に定めるところにより手当を受ける。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（抜粋）

第九条 各議院の議長、副議長及び議員は、公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため、文書通信交通滞在費として月額百万円を受ける。

2 前項の文書通信交通滞在費については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

第十三条 この法律に定めるものを除く外、歳費、旅費及び手当等の支給に関する規程は、両議院の議長が協議してこれを定める。

立法事務費の法的根拠

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律（抜粋）

第一条 国会が国の唯一の立法機関たる性質にかんがみ、国会議員の立法に関する調査研究の推進に資するため必要な経費の一部として、各議院における各会派（ここにいう会派には、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出のあつた政治団体で議院におけるその所属議員が一人の場合を含む。以下同じ。）に対し、立法事務費を交付する。

2 前項の立法事務費は、議員に対しては交付しないものとする。

第二条 立法事務費は、毎月交付する。

第三条 立法事務費として各会派に対し交付する月額は、各議院における各会派の所属議員数に応じ、議員一人につき六十五万円の割合をもつて算定した金額とする。

第八条 この法律に定めるものを除く外、立法事務費の交付に関する規程は、両議院の議長が協議して定める。

三重県議会議会改革諮問会議によるアンケート（県民・県議会議員対象）結果

- 三重県議会及び議会改革にかかる県民意識アンケート

資料４－１

- 議会改革にかかる県議会議員の意向把握アンケート

資料４－２

- 「議会・会派・議員活動」にかかる状況把握アンケート

資料４－３

（参考）三重県議会議会改革諮問会議委員名簿

氏 名	所属・役職	備 考
江 藤 俊 昭 えとう としあき	山梨学院大学法学部教授	会長
廣 瀬 克 哉 ひろせ かつや	法政大学法学部教授	
駒 林 良 則 こまばやし よしのり	立命館大学法学部教授	
相 川 康 子 あいかわ やすこ	神戸大学経済経営研究所准教授（～H22. 9. 30） NPO政策研究所専務理事（H22. 10. 1～）	
岩 名 秀 樹 いわな ひでき	元三重県議会議長	

○ 三重県議会及び議会改革にかかる県民意識アンケート

三重県議会では、地方分権時代を先導する議会を目指して、これまで様々な議会改革の取組を行ってきました。

しかしながら、より県民に関かれた議会活動を進めていくためには、議会だけで改革を行うのではなく、県民の皆さまのご意見をお聞きし、活かしながら改革・改善していくことが重要となっています。

つきましては、今回、e－モニターに登録されている方を対象に、県議会の現状や議会改革の取組などについてお聞きするアンケートを実施し、その結果を次のとおり取りまとめましたので、報告します。

平成 21 年 12 月 25 日

三重県議会議会改革諮問会議会長 江 藤 俊 昭

<アンケートの概要>

- 1 実施期間 平成 21 年 11 月 9 日から 24 日
- 2 回答率 68.7% (対象者数 1,503 名、回答者数 1,033 名)
- 3 回答者属性 (項目ごとの回答者数及び構成比)
 - ① 性 別

男 性	559 名 (54.1%)	女 性	474 名 (45.9%)
-----	---------------	-----	---------------
 - ② 年齢層別

20 歳代	125 名 (12.1%)	30 歳代	244 名 (23.6%)
40 歳代	251 名 (24.3%)	50 歳代	220 名 (21.3%)
60 歳代	146 名 (14.1%)	70 歳以上	47 名 (4.6%)
 - ③ 地域別

北 勢	478 名 (46.3%)	伊 賀	98 名 (9.5%)
中南勢	280 名 (27.1%)	伊勢志摩	138 名 (13.3%)
東紀州	39 名 (3.8%)		

【参考】「三重県IT広聴事業(e－モニター)」制度

インターネットを活用した県民の意識傾向を把握するしくみで、平成 21 年度は約 1500 人が登録されています。モニターは、選挙人名簿から候補者を性別、年齢別などの属性別に均等かつ無作為に約 6000 人を抽出して募集し、応募のあったものを登録しています。3 年間は更新が可能で、全体の約半数が該当しています。

e－モニターには、希望者に対し月 1 回程度県からメールマガジンを発行し、県主催の行事などの情報を提供しています。

※統計学上、一般的に許容できる標本誤差の範囲は 3% 程度の範囲までであり、県人口約 185 万人に対する標本数は約 1067 人です。

<アンケート結果>

県議会に対する関心度について

【県議会への関心度】

問1 あなたは県議会に関心がありますか。(該当すると思われるもの1つに○)

「大いにある」及び「少しある」を合わせて 51.3%と、県議会へ関心を持っている県民は約半数となっています。

	回答数	割合%	
大いにある	102	9.9%	
少しある	428	41.4%	
あまりない	366	35.4%	
ほとんどない	137	13.3%	
合計	1,033	100.0%	

【議会の役割に対する認識度】

問2 あなたは県議会がどのような役割を担っているかご存知でしたか。(該当すると思われるもの1つに○)

県議会の役割を知っている県民は、「知っていた」及び「少し知っていた」を合わせて 61.3%となっています。

	回答数	割合	
知っていた	166	16.1%	
少し知っていた	467	45.2%	
ほとんど知らなかった	400	38.7%	
合計	1,033	100.0%	

【議会傍聴・視聴の経験】

問3 あなたは県議会の会議(本会議、常任委員会、特別委員会、全員協議会など)を見たことがありますか。(該当するもの全てに○)

県議会の会議を見たことがない県民が 57.4%と半数を超えています。

	回答数	割合%	
議事堂で傍聴したことがある	18	1.7%	
テレビ中継を見たことがある	395	37.5%	
インターネット中継・録画を見たことがある	36	3.4%	
見たことがない	605	57.4%	
合計	1,054	100.0%	

【議会情報の入手方法】

問4 あなたは県議会の情報を主にどこから入手していますか。(最も該当すると思われるもの1つに○)

県議会情報の主な入手先は、「県議会だより」が 60.9%と、他の「新聞掲載の『広報みえ』」や「新聞・テレビ報道」に比べて、かなり多くなっています。

	回答数	割合%	
県議会だより	627	60.9%	
県議会ホームページ	19	1.8%	
県議会提供のテレビ番組	15	1.5%	
新聞に掲載の「広報みえ」	183	17.8%	
新聞・テレビの報道	154	15.0%	
その他	31	3.0%	
合計	1,029	100.0%	

<その他、主なご意見>

○議員からの情報提供(ダイレクトメール、後援会情報紙、直接等)

○ラジオ など 計 25 件

【議会情報の希望入手方法】

問5 あなたは今後、県議会の情報を主にどのように入手したいと思いますか。(最も該当と思われるもの1つに○)

今後の県議会情報の主な入手先でも、「県議会だより」が52.0%と半数を超えていますが、現在の情報入手先と比べると、「新聞・テレビ報道」22.4%(+7.4ポイント)や「県議会ホームページ」13.0%(+11.2ポイント)での情報提供を希望する傾向があります。

	回答数	割合%	
県議会だより	537	52.0%	
県議会ホームページ	134	13.0%	
県議会提供のテレビ番組	40	3.9%	
新聞広告	52	5.0%	
新聞・テレビの報道	231	22.4%	
県議会主催の議会報告会	16	1.5%	
その他	23	2.2%	
合計	1,033	100.0%	

<その他、主なご意見>

○インターネット(議員個人のホームページ、メール、直接等)

○ラジオ ○ロコミ など 計 17 件

県議会の議会改革に対する評価について

【県議会の議会改革の評価(1)(県民に開かれた議会運営)】

問6 あなたは県議会の議会改革の取組のうち、「県民に開かれた議会運営」(会議の公開、テレビやインターネットでの中継、県民の政策提案制度など)に関してどのように評価しますか。(該当すると思われるもの1つに○)

「大いに評価する」及び「ある程度評価する」を合わせると64.5%と、約2/3の県民が開かれた県議会の運営を評価しています。

	回答数	割合%	
大いに評価する	87	8.4%	
ある程度評価する	579	56.1%	
あまり評価しない	155	15.0%	
まったく評価しない	17	1.6%	
わからない	195	18.9%	
合計	1,033	100.0%	

【県議会の議会改革の評価（２）（政策決定と監視・評価）】

問７ あなたは県議会の議会改革の取組のうち、「住民本位の政策決定と政策監視・評価」（会期等の見直し、本会議の質問方式の改善、予算決算常任委員会の設置など）に関してどのように評価しますか。（該当すると思われるもの１つに○）

「大いに評価する」及び「ある程度評価する」を合わせると 55.4%と、半数を超える県民が県議会の政策決定及び監視・評価の取組を評価しています。

	回答数	割合%	
大いに評価する	62	6.0%	
ある程度評価する	510	49.4%	
あまり評価しない	201	19.5%	
まったく評価しない	16	1.5%	
わからない	244	23.6%	
合計	1,033	100.0%	

【県議会の議会改革の評価（３）（政策提言や政策立案）】

問８ あなたは県議会の議会改革の取組のうち、「独自の政策提言と政策立案の強化」（調査機関や検討会の設置、議員間討議の充実、議員提出条例による政策立案など）に関してどのように評価しますか。（該当すると思われるもの１つに○）

「大いに評価する」及び「ある程度評価する」を合わせると 52.5%と、半数を超える県民が県議会の政策提言や政策立案の取組を評価しています。

	回答数	割合%	
大いに評価する	57	5.5%	
ある程度評価する	485	47.0%	
あまり評価しない	221	21.4%	
まったく評価しない	20	1.9%	
わからない	250	24.2%	
合計	1,033	100.0%	

【県議会の議会改革の評価（４）（交流・連携）】

問９ あなたは県議会の議会改革の取組のうち、「分権時代を切り開く交流・連携」（全国シンポジウムの開催、他府県議会との連携、市町議会との交流・連携など）に関してどのように評価しますか。（該当すると思われるもの１つに○）

「大いに評価する」及び「ある程度評価する」を合わせると 52.9%と、半数を超える県民が県議会の交流・連携の取組を評価しています。

	回答数	割合%	
大いに評価する	72	7.0%	
ある程度評価する	474	45.9%	
あまり評価しない	216	20.9%	
まったく評価しない	32	3.1%	
わからない	239	23.1%	
合計	1,033	100.0%	

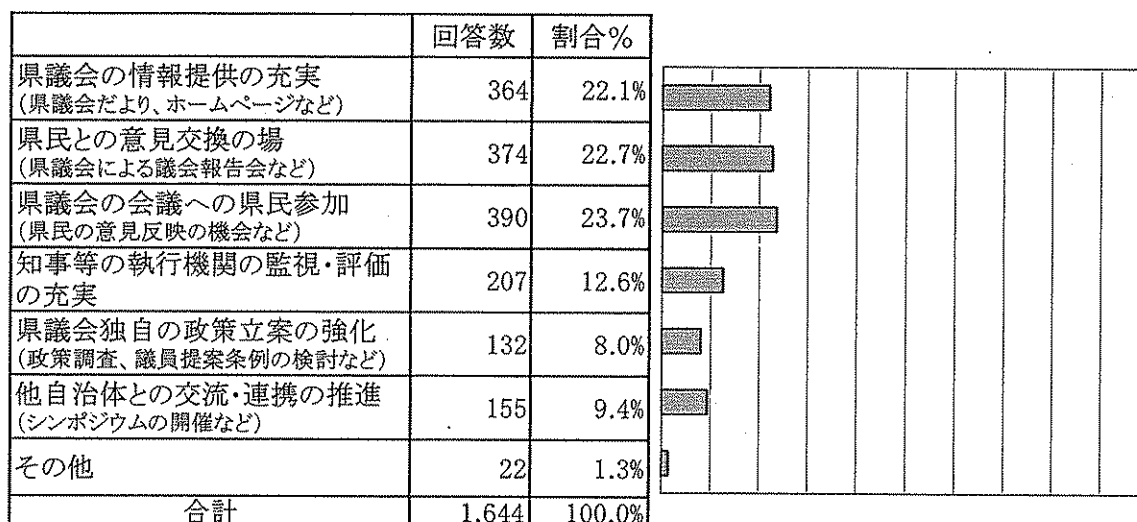
問７～１０全体で見ると、県議会の４つの基本方針の全ての項目で、「大いに評価する」及び「ある程度評価する」の合計が半数を超えています。

一方、「わからない」とする人も２割程度あり、県議会への関心が低調（関心が「あまりない」及び「ほとんどない」の合計が 48.7%）であることと合わせて、今後の課題と考えられます。

【今後の議会改革に対する意向】

問10 あなたは県議会が今後どのような議会改革に取り組むべきだと考えますか。(最も該当すると思われるもの2つまで○)

「県議会の情報提供の充実」及び「県民との意見交換の場」「県議会の会議への県民参加」を合わせて68.6%と、約 2/3 の県民が開かれた議会運営にさらに取り組む必要があると考えています。



<その他、主なご意見>

○議員定数の削減

○議員報酬の削減

○議員の資質向上、意識改革

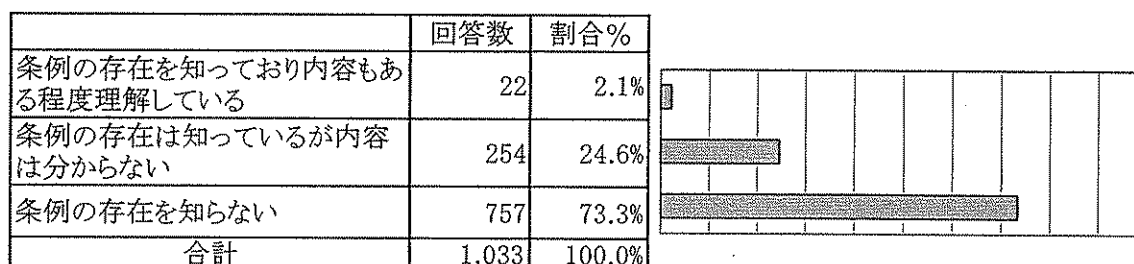
○地元やいろんな世代の意見を聞いてほしい など 計18件

県議会に対する全体評価、その他について

【三重県議会基本条例の認知度】

問11 三重県議会では、これまでの議会改革の取組を後戻りさせないため、平成18年12月に「三重県議会基本条例」を制定していますが、あなたはこの条例を知っていますか。(該当すると思われるもの1つに○)

「条例の存在を知っており内容もある程度理解している」及び「条例の存在は知っているが内容は分からない」を合わせて26.7%と、議会基本条例を知っているとする県民は約1/4となっています。



【県議会の全体評価】

問12 あなたは県議会の活動をどのように評価しますか。(該当すると思われるもの1つに○)

「大いに評価する」及び「ある程度評価する」の合計が 51.5%と半数を超えています。先の設問(Q7～10)で県議会の4つの基本方針ごとでも、「大いに評価する」及び「ある程度評価する」の合計は半数を超えており、4つの基本方針ごとに大きな差は見られません。なお、「わからない」とする人も2割程度あり、これは4つの基本方針においても同様の傾向が見られます。

	回答数	割合%	
大いに評価する	27	2.6%	
ある程度評価する	505	48.9%	
あまり評価しない	243	23.5%	
まったく評価しない	32	3.1%	
わからない	226	21.9%	
合計	1,033	100.0%	

【県民意見の反映の満足度】

問13 あなたは自分の意見や県民の声が県議会に反映されていると思いますか。(該当すると思われるもの1つに○)

「思う」及び「やや思う」を合わせると 20.6%と、民意が反映されていると考えている県民は、約 1/5 となっています。

	回答数	割合%	
思う	2	0.2%	
やや思う	211	20.4%	
思わない	550	53.2%	
わからない	270	26.1%	
合計	1,033	100.0%	

【陳情・要望・提案等の提出先】

問14 あなたは、県に対して政策・施策にかかる提言・要望・陳情をしようとする場合、主にどのように実施しましたか(実施しようとするか)。(最も該当すると思われるもの1つに○)

「県行政職員に相談を持ちかけた(持ちかける)」とする人が 36.8%と一番多く、次いで「県議会議員個人に相談を持ちかけた(持ちかける)」が 22.1%、「県行政に陳情や要望を行った(行う)」が 20.1%と続いています。

	回答数	割合%	
県議会に請願や陳情を行った(行う)	101	9.8%	
県議会議員個人に相談を持ちかけた(持ちかける)	228	22.1%	
県行政に陳情や要望を行った(行う)	208	20.1%	
県行政職員担当者に相談を持ちかけた(持ちかける)	380	36.8%	
その他	116	11.2%	
合計	1,033	100.0%	

<その他、主なご意見>

- インターネットを通じて(ホームページ、メール) ○手紙、ハガキ
○(役場や市民センターなど身近な場所での)受付窓口の設置 など 計 71 件

【選出議員に対する認知度】

問15 あなたは自分の地域の選挙区から選出されている県議会議員の名前を1人でもご存知ですか。(該当すると思われるもの1つに○)

自地域の選挙区から選出されている県議会議員の名前を一人でも知っているとは回答した人は、全体の71.1%となっています。

	回答数	割合%	
知っている	734	71.1%	
知らない	299	28.9%	
合計	1,033	100.0%	

【その他、県議会の役割や議会改革の取組などに関する主なご意見】

上記の設問のほか、計291件のご意見をいただきました。その主なものは次のとおりです。

1. 議会改革、議会の役割に関するもの（計23件）

- (1) 議会改革の取組に対する前向きな評価（4件）
 - 資料を見て初めて議会改革の取組を知り理解できた
- (2) 議会改革の取組に対する批判（12件）
 - 今さらと思う内容である
 - 改革と言っても身内だけの事のように
 - 結果が見えない
- (3) 今後の議会改革の取組に対する期待（7件）
 - 今後も議会改革を推進してほしい

2. 県(県議会)の役割、位置付けに関するもの（計36件）

- (1) 県(県議会)の役割が分からない（14件）
 - 国と県、市町の仕事の区分がよく分からない
 - 県議会の役割が理解できない
- (2) 県(県議会)の存在が遠く関心がない（13件）
 - 県(県議会)のやっていることに興味がない
 - 県議会は身近に感じられない
- (3) 今後は県(県議会)に関心を持っていきたい（9件）
 - 今回のアンケートを通じて県議会に無関心であることに気づき、今後は関心を持っていきたい

3. 「開かれた議会運営」に関するもの（計104件）

- (1) 広報機能の充実（議会情報の発信・提供）（49件）
 - 新聞やテレビでもっと情報発信を
 - 分かりやすい情報提供を
- (2) 広聴機能の強化（27件）
 - ネットを活用した意見提供の場を

- 身近な意見提供の場の設置を
- (3) 議員活動を通じた広聴広報への期待 (20件)
 - 選挙時以外でも議員による報告会をしてほしい
- (4) その他、開かれた議会関係 (8件)
- 4. 「政策決定、監視・評価」に関するもの (計8件)
- 5. 「政策立案・提案」に関するもの (計6件)
- 6. 「他自治体との交流・連携」に関するもの (計2件)
- 7. 「議員活動・議員の資質」に関するもの (計24件)
 - (1) 議員の資質向上 (11件)
 - 政策能力の向上を
 - 議員の意識改革を
 - (2) 政治倫理の確立 (6件)
 - (3) 県民全体の福利の視点に立った議員活動 (7件)
- 8. 議員の定数・報酬に関するもの (計34件)
 - (1) 議員定数の削減 (25件)
 - (2) 議員報酬の削減 (7件)
 - (3) 多様な議員の選出など (2件)
- 9. その他
 - 徹底した行財政改革の推進を求める
 - その他、個別の行政施策等に対する要求・要望 など

○ 議会改革にかかる県議会議員の意向把握アンケート

議会改革諮問会議では、三重県議会の議会改革の取組を検証するにあたって、議員の方々の議会改革に対する考えを把握するため、県議会議員を対象にしたアンケートを実施し、その結果を次のとおり取りまとめました。

平成 22 年 1 月 25 日
三重県議会議会改革諮問会議会長 江 藤 俊 昭

<アンケートの概要>

1 実施期間

平成21年11月9日から20日

2 回答率

100%(対象者49名、回答者数49名)

3 回答者属性

①会派別

・新政みえ23名、自民みらい21名、日本共産党三重県議団2名、公明党2名、「想造」1名

②当選回数別

1回14名、2回13名、3回11名、4回5名、5回以上6名

<アンケート結果>

県議会改革の個々の取組に対する評価について

これまで三重県議会が実施してきた議会改革の具体的な取組に対する評価について、議員のお考えを次のとおりお聞きしました。(該当すると思われるもの1つに○)

また、今後さらに取り組むべき内容や改善が必要と考えられる事項、あるいは評価の理由などについて回答いただいたご意見は、自由回答欄で整理しています。

I 開かれた議会運営の実現

問 1. 議会の会議の公開について

(例)代表者会議、全員協議会、議案聴取会、委員長会議、広聴広報会議など

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」を合わせると 87.8%と、多くの議員が効果があったと認識しています。

項目	回答数	割合	
1. かなり効果があった	19	38.8%	
2. ある程度効果があった	24	49.0%	
3. あまり効果がない	5	10.2%	
4. 効果がない	0	0.0%	
無回答	1	2.0%	

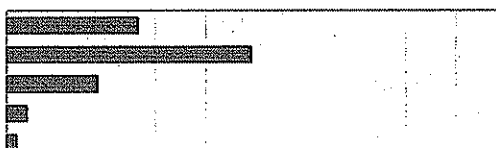
<自由回答>

- 特に代表者会議の公開は開かれた議会の象徴になっている。
- 代表者会議の公開は画期的であったと他議会から評価されることが多かったと思う。
- 少数会派の代表も含めて参加できるようになったことが、一つの大きな改善だったと思う。それが大前提。
- 議員 2 年程度では理解しがたい。
- 本音が隠れている。

問 2. 議案等に対する賛否状況の公表について

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」を合わせると 75.5%と、多くの議員が効果があったと認識しています。

項目	回答数	割合
1. かなり効果があった	13	26.5%
2. ある程度効果があった	24	49.0%
3. あまり効果がない	9	18.4%
4. 効果がない	2	4.1%
無回答	1	2.0%



<自由回答>

- インターネットでなく「議会だより」に公表すべきである。また議案や予算案についての一定の内容も公表が必要だと思う。何よりも議会最終日に三重テレビ放送を行うべきだ。
- 次期選挙後でもよいが、4年間の集計が一覧表で見れるようにすれば良いと思う。
- わからない。
- 効果の検証にまで至っていない。

問 3. 正副議長の選出方法の改正について

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」を合わせると 75.5%と、多くの議員が効果があったと認識しています。

項目	回答数	割合
1. かなり効果があった	11	22.4%
2. ある程度効果があった	26	53.1%
3. あまり効果がない	9	18.4%
4. 効果がない	2	4.1%
無回答	1	2.0%



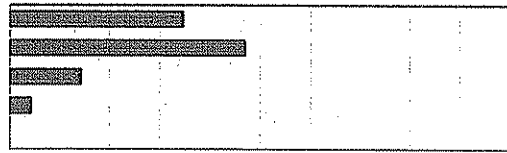
<自由回答>

- 四日市市議会や上野市議会など県内の市議会が選考実施していたが、全国的に注目度が高い三重県議会が実施したことで、三重県方式を参考にした正副議長選挙が広がりつつあり、かなり効果があったと思う。
- 選出方法は県民に理解されたと思うが、従来通り立候補前に数で決定している。
- 以前と実質的に変わっていない。
- 意見等に反対する少数会派が立候補できないのは問題。被選挙権がすべての議員にあるのに議長、副議長選に立候補できないのはおかしい。
- 以前どのような形であったかわからないので比較できない。

問 4. 議長定例記者会見の実施について

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」を合わせると 81.6%と、多くの議員が効果があったと認識しています。

項目	回答数	割合
1. かなり効果があった	17	34.7%
2. ある程度効果があった	23	46.9%
3. あまり効果がない	7	14.3%
4. 効果がない	2	4.1%
無回答	0	0.0%



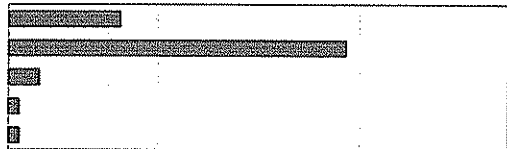
<自由回答>

- 地方政府は、二代表性であることに県民が理解され、イメージできる仕組みとなっていると思う。
- 事前に各会派の代表なり意見を聞いての会見にするといいそう効果があると思う。

問5. 「みえ県議会出前講座」の実施について

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」を合わせると 89.8%と、多くの議員が効果があったと認識しています。

項目	回答数	割合
1. かなり効果があった	11	22.4%
2. ある程度効果があった	33	67.3%
3. あまり効果がない	3	6.1%
4. 効果がない	1	2.0%
無回答	1	2.0%



<自由回答>

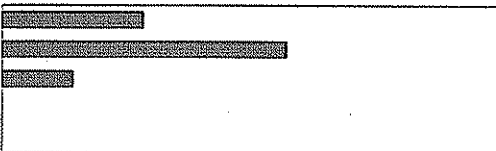
- 現在小、中学に限定しているが、今後、住民各層も対象にする事も可。
- もっとみんなが出席してやると一層効果があると思う。また議会のしくみなどこちらから一方的に話に行くだけでなく、広聴機能をもっと充実して、「県議会に議員にもの申す」ような全議や講座があってもいいと思う。
- 子ども達の目線に立った講座を開催できればさらなる効果が期待される。
- 回数がまだまだで、増すべきである。
- 自分自身が関わったことがないため、よく分からない。

問6. 住民の議会への直接参加について

(例) 公聴会、政策提案制度、県議会だよりの意見ハガキ、県民ミーティングなど

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」を合わせると 85.7%と、多くの議員が効果があったと認識しています。

項目	回答数	割合
1. かなり効果があった	14	28.6%
2. ある程度効果があった	28	57.1%
3. あまり効果がない	7	14.3%
4. 効果がない	0	0.0%
無回答	0	0.0%



<自由回答>

- 公聴会
- 公聴会は今もっと実施された方が良く思う。
- 参加者が少ない。
- 特に福祉医療の有料化に関する政策討論会議は、各市長、町長や各団体等の代表が入って意見を聴く機会があつてよかったと思う。請願の採択などにあつてももっと住民の意見を聞く場を広げるべきだ。県立病院改革についての公聴会をもっと時間をかけて広く聞くべきだ。

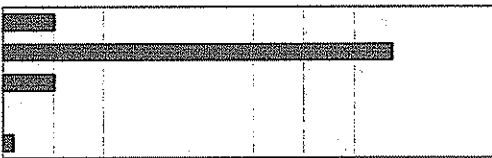
Ⅱ 住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進

問 7. 執行機関との緊張感ある関係の構築について

(例) 審議会等の議員充て職の辞退、二代表制における議会の在り方検討会

「十分に構築できている」及び「ある程度構築できている」を合わせると 87.8%と、多くの議員が構築できていると認識しています。

項目	回答数	割合
1. 十分に構築できている	5	10.2%
2. ある程度構築できている	38	77.6%
3. あまり構築できていない	5	10.2%
4. 構築できていない	0	0.0%
無回答	1	2.0%



<自由回答>

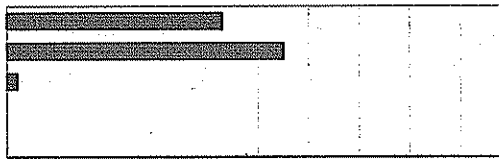
- 以前に比べて「ある程度」の思い。もっと根本的に議会が全体として知事部局、執行当局に「野党」としてあたるべきだ。ほとんどすべての議案や予算になんでも賛成ではなめられる。
- 知事与党、野党など呼び方は存在しなくなり二代表制の言葉やその意味もかなり定着して来ている。
- 時として執行機関と同じ立場になろうとする取組も見受けられるが、本来はそれぞれの役割・機能があるべき。
- 予算決算常任委員会で、予算案の修正議論が議員間で活発に行われて、委員会提案として修正可決されるようになれば良いと思う。

問 8. 本会議での質疑質問方式の改善について

(例) 一問一答方式、対面演壇方式、分割質問方式

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」を合わせると 98.0%と、ほとんどの議員が効果があったと認識しています。

項目	回答数	割合
1. かなり効果があった	21	42.9%
2. ある程度効果があった	27	55.1%
3. あまり効果がない	1	2.0%
4. 効果がない	0	0.0%
無回答	0	0.0%



<自由回答>

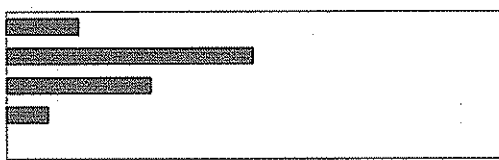
- 答弁がまともに答えていない点は大いに問題。相変わらず答弁書を部長らが読みあげるだけ。せっかく一問一答方式でもつつこんで議論が深まらない。

問 9. 会期等の見直しについて

(定例会の招集回数を年 4 回から 2 回へ変更)

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」を合わせると 63.3%と、多くの議員が効果があったと認識していますが、一方、「あまり効果がない」及び「効果がない」と認識している議員も 36.7%います。

項目	回答数	割合
1. かなり効果があった	7	14.3%
2. ある程度効果があった	24	49.0%
3. あまり効果がない	14	28.6%
4. 効果がない	4	8.2%
無回答	0	0.0%



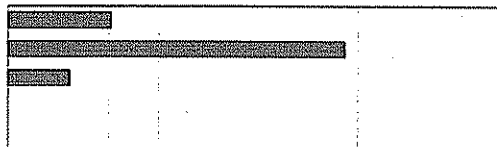
<自由回答>

- 通年制の検討時期では。
- 会期が長いのに質問や質疑が今までとあまり変わらない。また会議は確かに増えたが忙しくて充分な論議が深められないところもある。
- 1日に会議を重複して開催しすぎである。

問 10. 予算決算常任委員会の設置、改革について

「かなり効果があつた」及び「ある程度効果があつた」を合わせると 87.8%と、多くの議員が効果があつたと認識しています。

項目	回答数	割合
1. かなり効果があつた	10	20.4%
2. ある程度効果があつた	33	67.3%
3. あまり効果がない	6	12.2%
4. 効果がない	0	0.0%
無回答	0	0.0%



<自由回答>

- 全議員が委員として参加しているので大変良い事。
- 通告制廃止があまり機能していないのが残念であるが、予算決算の常任委員会を設置したことは意義あることと考える。
- (総括質疑について) 通告なしが徹底されていない。
- 十分な時間が確保されていない。特に知事に対する総括質疑が少数会派には 6 分とか 10 分では全く短い。また議員間討論をもっと活発にすべきだと思う。
- 予算委員会設置は評価、方法は要検討。
- 決算審議の結果が次年度の予算に十分反映出来ていない。

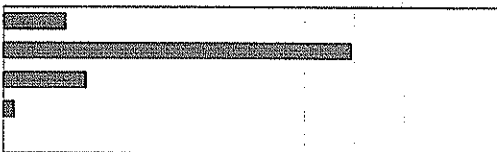
Ⅲ 独自の政策提言と政策立案の強化

問 11. 調査機関の設置について

(例) 財政問題調査会

「かなり効果があつた」及び「ある程度効果があつた」を合わせると 81.6%と、多くの議員が効果があつたと認識しています。

項目	回答数	割合
1. かなり効果があつた	6	12.2%
2. ある程度効果があつた	34	69.4%
3. あまり効果がない	8	16.3%
4. 効果がない	1	2.0%
無回答	0	0.0%



<自由回答>

- 博物館の成果指標の指摘など専門的見地から問題提起をしてもらい参考になった。
- 議会の議論が大事。例にある財政の調査会を行ったが効果が疑問。それを受けての議会の議論もなかった。
- 今、国で行っている予算編成にかかる「事業の見直し作業」のようなやり方を県議会でこそ大いにやるべきだと思う。(全国都道府県議員交流研究大会の大森彌氏の講演) 国のやり方の問題も大いにあると思うが、とにかく予算編成の過程などがもっと議会や議員、県民にも公開されるべきだと思う。

問 12. 検討会の設置について

(例) 道州制・地方財政制度調査検討会

政策討論会議(新しい県立博物館整備のあり方、福祉医療費助成制度の見直し、財政健全化)

食の安全・安心の確保に関する条例検討会

水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議

議員提出条例に係る検証検討会

「いずれの検討会も十分効果があった」及び「多くの検討会は効果があったが、そうでないものもあった」を合わせると 83.7%と、多くの議員が効果があったと認識しています。

項目	回答数	割合
1. いずれの検討会も十分効果があった	23	46.9%
2. 多くの検討会は効果があったが、そうでないものもあった	18	36.7%
3. 成果を上げた検討会も一部あったが、多くはそうでない	7	14.3%
4. 効果はなかった	1	2.0%
無回答	0	0.0%

<自由回答>

○福祉医療費助成制度や食の安全・安心の条例検討などは、大いに議論も重ねられ効果があったと思う。

○福祉医療費、食の安全は、その後の政策決定に変化があったがその他はあまり分からない。

○政策討論会議や食の条例など具体的テーマでの検討会は大きな成果を生んだが、道州制等の問題では余り成果が上がっていない。

○具体的には控えますが課題もあるように感じる。

問 13. 議員間討議の充実について

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」が 53.0%と過半数を僅かに超えている一方、「あまり効果がない」及び「効果がない」が 47.0%と、評価が2つに分かれています。

項目	回答数	割合
1. かなり効果があった	1	2.0%
2. ある程度効果があった	25	51.0%
3. あまり効果がない	19	38.8%
4. 効果がない	4	8.2%
無回答	0	0.0%

<自由回答>

○意識づけとしての効果はあった。

○政策立案などでは一定の効果が出ているが、執行部提案については議員間討議が十分出来ていない。

○ほとんど討議がない。特に知事や県当局から提案される予算案や議案について、もっと議員間で大いに議論しあうべきだ。

○内容はもっと充実するため、各自努力が必要。

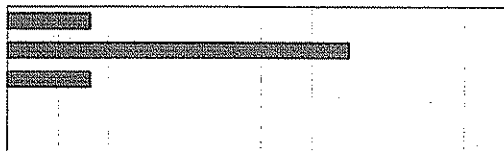
○当初の目的どおりになっていない。

IV 分権時代を切り開く交流・連携の推進

問 14. 全国自治体議会改革推進シンポジウムの開催について

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」を合わせると 83.7%と、多くの議員が効果があったと認識しています。

項目	回答数	割合
1. かなり効果があった	8	16.3%
2. ある程度効果があった	33	67.3%
3. あまり効果がない	8	16.3%
4. 効果がない	0	0.0%
無回答	0	0.0%



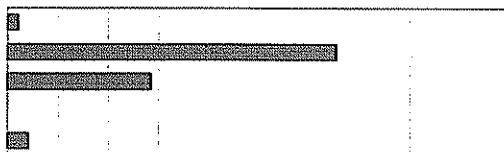
<自由回答>

- 先駆的議会改革の流れを創るための一定の役割を果たしたが、他への広がりには欠けている。
- 三重が主導をとって行ってきたが、他県の参加呼びかけと同時に、主催県(場所)の持ち廻り方式の検討も必要。
- 三重県だけが主導するのでは、あまり効果が上がらないと思う。
- 他県開催の努力必要。

問 15. 他府県議会との連携について (例) 紀伊半島三県議会交流会議

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」を合わせると 67.3%と、多くの議員が効果があったと認識していますが、「あまり効果がない」とする人も 28.6%います。

項目	回答数	割合
1. かなり効果があった	1	2.0%
2. ある程度効果があった	32	65.3%
3. あまり効果がない	14	28.6%
4. 効果がない	0	0.0%
無回答	2	4.1%



<自由回答>

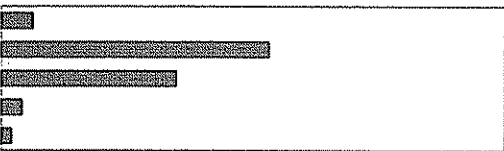
- 紀伊半島交流は、三重と和歌山の連携は密であるが、奈良との温度差について南北道はもちろんだが東西道も将来視野に入れるべき。
- 十分効果が見えないと思った。ただ愛知県や岐阜県など東海地区や伊勢湾、木曾三川の水などと関連して大いに他府県議会との交流、連携があってもいいと思う。
- 具体的な成果品が見られない。
- 関西広域連合についての情報収集など、知事部局並みの情報量やスピードが必要と思う。
- わからない。

問 16. 市町議会との交流・連携について

(例) H20ー三重県自治体議会交流連携会議を伊賀市・名張市の両議会と開催

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」を合わせると 59.2%と、多くの議員が効果があったと認識していますが、一方、「あまり効果がない」及び「効果がない」とする人も 38.8%います。

項目	回答数	割合
1. かなり効果があった	3	6.1%
2. ある程度効果があった	26	53.1%
3. あまり効果がない	17	34.7%
4. 効果がない	2	4.1%
無回答	1	2.0%



<自由回答>

- 議会基本条例を制度化している議会だけでなく、いくつかの市町議会との連携は大いにやるべきだ。各市町議会から県政、県議会に対する要求や意見、批判をいっぱい聞く。
- 問題・課題意識の共有を相方が確認した中で必要。唯、市町から県への要望になっては意味がない。
- 陳情のみの会議にどうしてもなってしまう。
- 市町から県政への要望に終始した。
- 陳情、要望の場になってしまった。
- 一度しか開催していないため効果が分からない。

議会改革の個別取組は、いずれの項目も「かなり効果がある」及び「ある程度効果がある」の合計が過半数を超えていますが、全項目の中で、比較的評価が低かったのは、次のとおりです。

- | | | | |
|----------|-------|--------------|-------|
| ○議員間討議 | 53.0% | ○市町議会との交流・連携 | 59.2% |
| ○会期等の見直し | 63.3% | ○他府県議会との連携 | 67.3% |

議会改革の全体評価について

議会改革全体にかかる評価について、三重県議会基本条例第3条で定める4つの基本方針ごとに議員の考えを次のとおりお聞きしました。(該当すると思われるもの1つに○)

問 17. 開かれた議会運営の実現について

第3条第1号―議会活動を県民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。

「改革はかなり進んだ」及び「改革はある程度進んだ」を合わせると 83.7%と、多くの議員が改革が進んだと認識しています。

一方、別途実施している「三重県議会及び議会改革にかかる県民意識アンケート」の結果では、同じ項目に対して「大いに評価する」及び「ある程度評価する」を合わせて 64.5%と、約 19 ポイント低くなっています。

項目	回答数	割合
1. 改革はかなり進んだ	10	20.4%
2. 改革はある程度進んだ	31	63.3%
3. 改革はあまり進んでいない	6	12.2%
4. 改革はかなり遅れている	1	2.0%
無回答	1	2.0%

<自由回答>

- すべての会議、委員会などを公開。今後は一層の情報の公開と県民との共有を図っていく必要がある。
- 県民に開かれた議会の環境(運営)は確実に進んだが、現実として県民にはなかなかその実感はない。一般の県民にはそのようなことに関心を示さない人の方が多い。自己満足になっているのでは？
- 県議会の最終日にテレビ放映すべきだ。何故その議案等に各会派、議員が賛否を表明するのか。県民に説明責任を果たすべきだ。
- 県民が求めていることと少し「かい離」しているのではないかな。

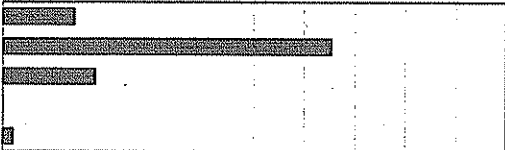
問 18. 住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進について

第3条第2号－議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。

「改革はかなり進んだ」及び「改革はある程度進んだ」を合わせると 79.6%と、多くの議員が改革が進んだと認識しています。

一方、別途実施している「三重県議会及び議会改革にかかる県民意識アンケート」の結果では、同じ項目に対して「大いに評価する」及び「ある程度評価する」を合わせて 55.4%と、約 24 ポイント低くなっています。

項目	回答数	割合
1. 改革はかなり進んだ	7	14.3%
2. 改革はある程度進んだ	32	65.3%
3. 改革はあまり進んでいない	9	18.4%
4. 改革はかなり遅れている	0	0.0%
無回答	1	2.0%



<自由回答>

- 一定の進展があると思うが行政計画の議決問題など知事側の対応が課題として残っている。
- 情報公開が議員に対しても不十分。なかなか全ての資料を出さない。知事はじめ県職員が政策決定に県民参加の姿勢を貫くべきだ。議会の監視も弱い。今、改めて長良川河口堰、木曽岬干拓事業、RDF発電所、廃棄物処理センターなどの議決責任が問われるべきだ。
- 住民の確かな意志を代弁できているかがどうなのだろうか？
- 住民に評価されているとは思えない。

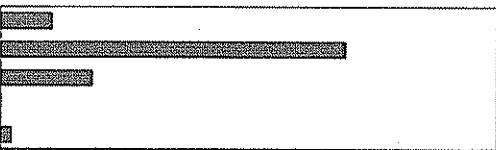
問 19. 独自の政策提言と政策立案の強化について

第3条第3号－提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組むこと。

「改革はかなり進んだ」及び「改革はある程度進んだ」を合わせると 79.6%と、多くの議員が改革が進んだと認識しています。

一方、別途実施している「三重県議会及び議会改革にかかる県民意識アンケート」の結果では、同じ項目に対して「大いに評価する」及び「ある程度評価する」を合わせて 52.5%と、約 27 ポイント低くなっています。

項目	回答数	割合
1. 改革はかなり進んだ	5	10.2%
2. 改革はある程度進んだ	34	69.4%
3. 改革はあまり進んでいない	9	18.4%
4. 改革はかなり遅れている	0	0.0%
無回答	1	2.0%



<自由回答>

- 議員提出条例も 15 本提出し又時代の変化と共に今は見直の段階に入り 2 本を改正するに至っている。
- 予算編成時、各会派が知事へ予算要求などを各々行っているが、各々の要求などを交流しあい、議会としてまとまるのがあれば大いに議会として提案。できれば議員提出議案として提出すべきだ。
- 議案、質疑の新設など一定程度進んだが、政策立案はまだこれからの観もある。

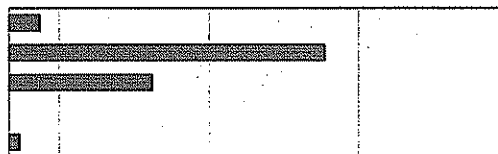
問 20. 分権時代を切り開く交流・連携の推進について

〔 第3条第4号―地方分権の進展を的確に対応するため、議会改革を推進し、他の自治体の議会との交流及び連携を行うこと。〕

「改革はかなり進んだ」及び「改革はある程度進んだ」を合わせると 69.4%と、多くの議員が改革が進んだと認識しています。

一方、別途実施している「三重県議会及び議会改革にかかる県民意識アンケート」の結果では、同じ項目に対して「大いに評価する」及び「ある程度評価する」を合わせて 52.9%と、約 17 ポイント低くなっています。

項目	回答数	割合
1. 改革はかなり進んだ	3	6.1%
2. 改革はある程度進んだ	31	63.3%
3. 改革はあまり進んでいない	14	28.6%
4. 改革はかなり遅れている	0	0.0%
無回答	1	2.0%



<自由回答>

○分権時代とは言葉だけで、県行政そのものが結局は中央追随。新しい政権に変わっても、予算要求は民主党を通してという新たな中央集権、民主党集権になる危険性を痛感。この点でも大いに議会で論議したい。

○わからない。

問 21. 今後の議会改革の方向性について

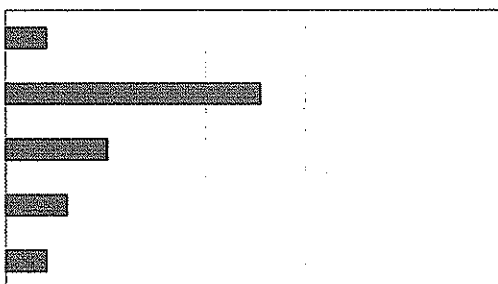
(今後、さらに力を入れて取り組んでいく必要があると考える事項)

「住民本位の政策決定と政策監視・評価」が 51.0%と過半数を占めています。次いで、「独自の政策提言と政策立案の強化」が 20.4%、「分権時代を切り開く交流・連携の推進」が 12.2%と続いています。

一方、別途実施している「三重県議会及び議会改革にかかる県民意識アンケート」の結果では、同じ項目に対して、「開かれた議会運営の実現」が 68.6%と多くを占め、次いで「住民本位の政策決定と政策監視・評価」が 12.6%、「分権時代を切り拓く交流・連携の推進」が 9.4%、「独自の政策提言と政策立案の強化」が 8.0%となっています。

2つの調査を比較すると、議会改革の方向性の力点について、議員と県民の意識には違いがあります。

項目	回答数	割合
1. 開かれた議会運営の実現	4	8.2%
2. 住民本位の政策決定と政策監視・評価	25	51.0%
3. 独自の政策提言と政策立案の強化	10	20.4%
4. 分権時代を切り開く交流・連携の推進	6	12.2%
無回答	4	8.2%



<自由回答>

- 特に県民との対話、県民の参画。
- 一般県民からいかに目を向けてもらうかを考えなければならない。このままではどこまで改革しても県民から離れた場所での自己満足でしかない。
- 二代表が標ぼうされる中、議員も住民の目線で政策決定・監視・評価をすべきで、議会だけが一人歩きしてはならない。
- 予算編成時の室長、部長、知事など三役の各段階の「査定」の場を公開すべきではないか。何が「集中と選択」されたのか、どんな優先順位をつけたのか全く分からない。
- 具体的に自治法改正を実現しようと思うと、他の議会との意識レベルの共有が重要であると考える。
- 住民の代表としての機関である議会の権能の強化を推進する必要がある。
- すべて
- 特にない。

三重県議会基本条例について

これまでの議会改革の取組を後戻りさせることなく、さらなる議会改革に取り組むことを決意し制定された議会基本条例について、議員のお考えを次のとおりお聞きしました。(該当すると思われるもの1つに○)

問 22. 議会基本条例の制定について

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」を合わせると 83.7%と、多くの議員が効果があったと認識しています。

項目	回答数	割合
1. かなり効果があった	18	36.7%
2. ある程度効果があった	23	46.9%
3. あまり効果がない	4	8.2%
4. 効果がない	3	6.1%
無回答	1	2.0%

<自由回答>

- 評価しづらい。
- この条例制定の効果について普通の県民には全く実感はない。
- 地方議会といえども国や各政党、各会派の違いは鮮明だと思う。大いにその意見の違いを鮮明にして議論しあうことが大事と思う。

その他、議会改革の評価について

以上の設問のほか、三重県議会の議会改革に関し回答のあったご意見は、次のとおりです。

- 議会改革の検証会議には、議会改革を行うことが県民にとってどのようなプラス面があるのか？を検証してもらいたい。
- 改革は必要であるが、じっくり立ち止まって検証することも必要。取り組んだ改革の初期のねらいや議論の経過が分からないことも多く感じるため、情報を全議員が共有する仕組みが必要ではないか。
- 議会改革の検証する必要もあるのではないか。
- 議会の改革とともに、議員自身の意識や活動の改善、改革が大切だと思う。この点でも議員間での論議が大切だと思う。また議会の改革の評価は、県民にとってどうなのかの評価が必要。諮問委員の中に県民の代表や最も切実な願いをもっている市町関係職員、教師や福祉施設の職員、高齢者、主婦など多く人の目線から評価してもらいたいと思う。
- 改革を進めることは当然大切だが、それよりも大切なのは県民の日々の実感をいかに的確につかむかを考えることである。
- 改革は不断の努力、厳しくても継続する以外に、議会として県民の負託に応える道はない。それなくして議会の存在意義すら危うい。今後議員の身分の問題、事務局の充実などにも、積極的に全国と一緒にとりくむこと。
- 本来のチェック機能の充実、形式的に終わりがちな審議をもっと実質的にすること。
- 広域自治体の議会として、基礎自治体の議会及び執行機関との調整機能(意見聴取が中心になると考えられる)を強化すべきだと思う。
- 議員一人につき、一人ずつの政策秘書を雇用できるようにすべきだと思う。

○ 「議会・会派・議員活動」にかかる状況把握アンケート結果報告

議会改革諮問会議では、三重県議会の議会改革の取組を検証するため、これまでに様々な調査を行い、平成22年5月14日に第一次答申を提出しましたが、この中で、会期等の見直しなどにより議会活動に占める割合が大きくなり、会派活動や議員活動とのバランスを図っていくことの課題が明らかになったことから、議会活動、会派活動、議員活動の役割と関係を整理するため、県議会議員を対象に、これら3つの活動状況を把握するアンケートを実施し、その結果を次のとおり取りまとめました。

平成22年12月16日

三重県議会議会改革諮問会議

会長 江 藤 俊 昭

<アンケートの概要>

- 1 実施期間 平成22年9月1日から22日
- 2 回答率 91.8% (対象者49名、回答者数45名)
- 3 回答者属性
 - ① 会派別

新政みえ	23名	自民みらい	17名	日本共産党三重県議団	2名
公明党	2名	「想造」	1名		
 - ② 会派における役職別

代表又は副代表	10名	代表又は副代表以外の役職	12名
特に役職なし	20名	未回答	3名
 - ③ 各委員会等における役職別

委員長(座長、会長)又は副委員長(副座長、副会長)	17名
特に役職なし	25名
未回答	3名
 - ④ 自宅から三重県議会議事堂までの所要時間

30分以内	5名	30～60分	19名	60～90分	10名
90～120分	5名	120分以上	3名	未回答	3名

<アンケート結果>

議会・会派・議員活動の現状と意向について

【議会・会派・議員活動のバランス】

問1 平成21年(1～12月)における議会・会派・議員活動と「その他」を含めた活動時間全体を100としたとき、それぞれの活動が占めるおおよその割合を数字(整数)でご記入ください。(小数点未満の端数は四捨五入)

<注意事項>

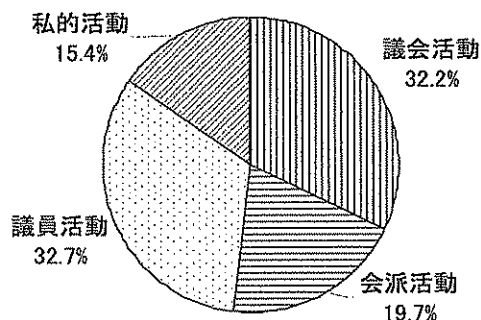
※各会議・行事等への参加にかかる移動時間は該当項目に含めます。

※睡眠、食事等の「日常生活」やレジャー等の「余暇活動」に要する時間は除きます。

「議員活動」が32.7%、「議会活動」が32.2%とそれぞれ約1/3ずつを占め、「会派活動」が19.7%、「その他(私的活動)」が15.4%となっています。

		議会活動	会派活動	議員活動	その他 (私的活動)
本会議に関する諸活動		10.3	3.7	3.4	
委員会(常任・特別)に関する諸活動		8.8	2.3	2.8	
その他議会の会議に関する諸活動 (代表者会議、議会運営委員会、広聴広報会議、議会改革推進会議、検討会等)		6.5	3.0	1.7	0
住民との意見交換等 (陳情・要望を含む)		3.3	2.5	10.1	1.3
国・執行機関等への提案・要望		2.2	1.4	2.2	0.4
諸行事への参加	議員派遣	1.0			
	その他		1.6	4.0	1.5
調査・研修 (委員会等の公務を除く)			5.1	7.9	1.2
冠婚葬祭		0.1	0.1	0.8	1.9
選挙・政治活動					4.9
兼業業務					4.3
計		32.2	19.7	32.7	15.4
		A	B	C	D
		A+B+C+D			
		合計			
		100.0			

※有効回答数：31



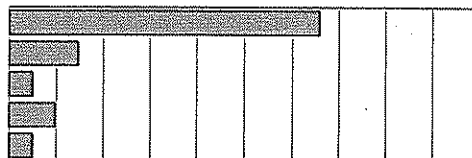
【3つの活動の現状認識】

問2 あなたは、現在のご自身の3つの活動のバランスについてどう思いますか。

(いずれか1つに○)

「バランスはちょうど良い」とするのが65.8%と約2/3を占めており、現状を肯定する意見が多い状況です。

項目	回答数	割合
1. バランスはちょうど良い	27	65.8%
2. 議会活動の割合が大き過ぎる	6	14.6%
3. 会派活動の割合が大き過ぎる	2	4.9%
4. 議員活動の割合が大き過ぎる	4	9.8%
5. その他	2	4.9%



<その他意見>

○活動内容に私的部分を合わせバランスを保っている

○バランスは良いがそれぞれの量が多すぎる

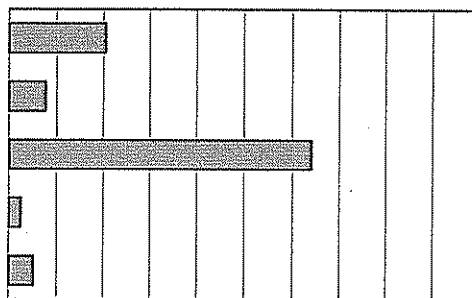
【3つの活動にかかる今後の意向】

問3 あなたは今後、ご自身の3つの活動のバランスをどのようにしたいと思いますか。

(いずれか1つに○)

今後の意向としては、「議員個人の調査・研究等を充実させたい」とするものが64.1%と多くを占めています。

項目	回答数	割合
1. 議会(委員会等)での調査・審議等を充実させたい	8	20.5%
2. 会派での調査・検討等を充実させたい	3	7.7%
3. 議員個人の調査・研修等を充実させたい	25	64.1%
4. 私的な活動を充実させたい	1	2.6%
5. その他	2	5.1%



<その他意見>

○活動の方法・仕方を考えていきたい

○現状のままで良い

議員活動の状況について

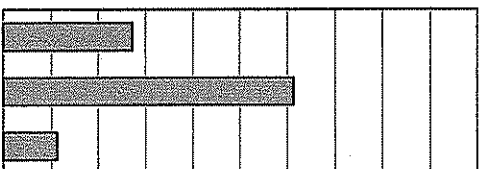
【議会報告会・意見交換会①】

問4 あなたは、県民を対象とした議会報告会・意見交換会を実施していますか。

(いずれか1つに○)

県民を対象とした議会報告会等としては、「後援者に限らず一般県民も対象にしたもの」が61.4%と多くを占めており、「後援者に限定したもの」と合わせると、88.7%の議員が何らかの報告会等を実施しています。

項目	回答数	割合
1. 実施している(後援者に限定したもの)	12	27.3%
2. 実施している(後援者に限らず一般県民も対象にしたもの)	27	61.4%
3. 実施していない	5	11.3%



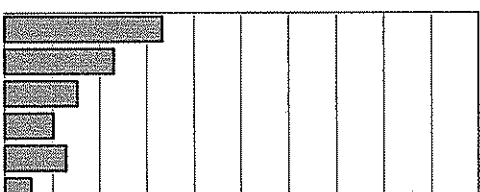
【議会報告会・意見交換会②】

問5 あなたが県民を対象とした議会報告会・意見交換会を実施している場合、年間の実施回数及び延べ参加者数はどれくらいですか。

県民を対象とした議会報告会等の実施回数としては、「年1～5回」が33.3%と一番多く、次いで「年6～10回」が23.0%、「年11～20回」が15.3%となっています。

また、全体の平均では、年約19回で延べ約525人の参加があります。

項目	回答数	割合
1. 年1～5回	13	33.3%
2. 年6～10回	9	23.0%
3. 年11～20回	6	15.3%
4. 年21～30回	4	10.2%
5. 年31回～	5	12.8%
無回答	2	5.4%



最少：年1回 最多：年130回 平均：年18.6回

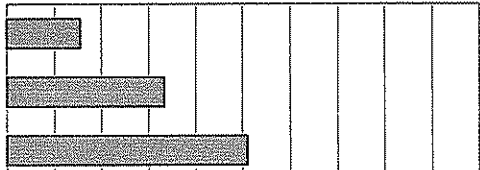
延べ参加者数：年60～2,000人 平均：年525人（1回あたり28.1人）

【市町議会との交流・連携①】

問6 あなたは選挙区内の市町議会との意見交換会や議会報告会などを定期的実施していますか。(いずれか1つに○) ※特定の議員間や会派・政党間に限定したものは除きます。

市町議会との意見交換等については、「市町議会が主催するものへの参加」が33.3%と最も多く、「自ら主催するもの」と合わせると48.9%と半数近くの議員が実施しています。

項目	回答数	割合
1. 実施している(自ら主催するもの)	7	15.6%
2. 実施している(市町議会が主催するもの)	15	33.3%
3. 実施していない	23	51.1%

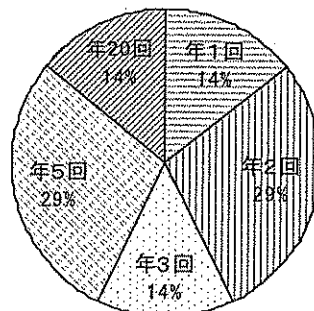


【市町議会との交流・連携②】

問 7 あなたが市町議会との意見交換会等を自ら主催して実施している場合、年間の実施回数はどれくらいですか。

市町議会との意見交換等の実施回数は、年 1～5 回がほとんどで、平均すると年 5.4 回となっています

項目	回答数
年1回	1
年2回	2
年3回	1
年5回	2
年 20 回	1

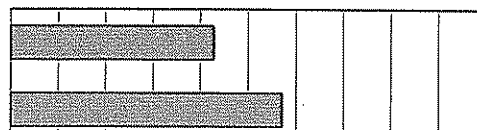


【市町議会との交流・連携③】

問 8 あなたが市町議会との意見交換会等を自らが主催して実施している場合、交流・連携の対象はどの範囲ですか。(いずれか1つに○)

市町議会との意見交換会等の対象は、「全市町議会議員」が 42.9%、「特定の政党・会派に属している者に限定」が 57.1%となっています。

項目	回答数	割合
1. 特に制限を設けていない(全市町議会議員を対象)	3	42.9%
2. 特定の政党・会派に属している者に限定	4	57.1%



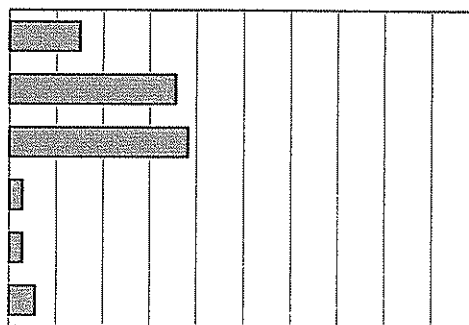
<その他意見>○各グループ代表

【議会報告物の作成・配布・発信①】

問 9 あなたは、ご自身の議会活動を伝える議会報告紙等を作成・配布やホームページ(ブログを含む)の作成、メルマガの配信などを行っていますか。(該当するもの全てに○)

議員個人による活動広報としては、「議員個人のホームページ等の作成」が 38.4%、「一般県民を対象にした報告紙の作成・配布」が 35.6%、「後援者に限定した報告紙の作成・配付」が 15.1%となっています。何らかの議会報告紙を作成・配布している議員は、全体の 50.7%と半数を超えています。

項目	回答数	割合
1. 議会報告紙を作成・配付している(後援者に限定したもの)	11	15.1%
2. 議会報告紙を作成・配布している(一般県民も対象にしたもの)	26	35.6%
3. 議員個人のホームページ等を作成している	28	38.4%
4. メールマガジンを配信している	2	2.7%
5. その他	2	2.7%
6. 何も実施していない	4	5.5%



<その他意見>○ブログ

○記事広告

【議会報告紙の作成・配布②】

問10 あなたが議会報告紙を作成・配布している場合、発行部数、発行回数、作成費用はどれくらいですか。

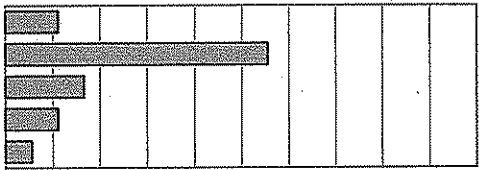
発行回数は、年2回が55.6%と最も多く、平均では年約3回となっています。

1回あたりの発行部数は、バラツキがありますが、平均では約13,000部となっています。

年間の作成・配布費用もバラツキがあり、平均では約70万円となっています。

<発行回数>

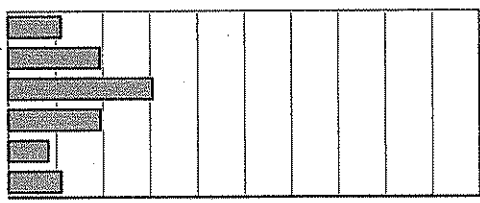
項目	回答数	割合
1. 年1回	4	11.1%
2. 年2回	20	55.6%
3. 年3回	6	16.7%
4. 年4回	4	11.1%
5. 年5回以上	2	5.5%



平均：年2.9回 最多：年13回

<1回あたりの発行部数>

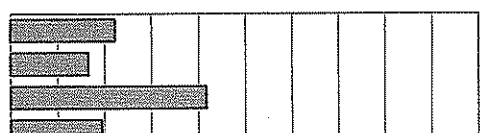
項目	回答数	割合
1. ～1,000部	4	11.1%
2. 1,001～5,000部	7	19.4%
3. 5,001～10,000部	11	30.6%
4. 10,001～15,000部	7	19.5%
5. 15,001～20,000部	3	8.3%
6. 20,001部～	4	11.1%



最少：33部 最多：60,000部 平均：12,930部

<作成・配布費用（年間）>

項目	回答数	割合
1. ～20,000円	8	22.2%
2. 20,001～50,000円	6	16.7%
3. 50,001～100,000円	15	41.7%
4. 10,0001円～	7	19.4%



最少：3万円 最多：250万円 平均：71.4万円

【その他】

以上の設問のほか、議会活動、会派活動、議員活動に関する意見は、次のとおりです。

○全国に先んじた議会改革が注目されることの多い三重県議会であるが、一般県民においては、ほとんどその価値の実感はないと思うし、理解もなされていないと思う。それは、情報が伝達されにくい分野であるというものもあるが、なにより議会改革というものの中身は、県民の暮らしに直接かわることではないので、意識されにくいのだと思う。これからは、いかに県民に理解してもらい、その価値を共有できるかがこれからの一つの課題と考えている。

○会期が年2回の為、夏の休会中に各種委員会等の県外出張が集中し繁忙感がある。

参考 ＜議会・会派・議員活動の例＞

議会活動		議会活動	会派活動	議員活動	その他 (私的活動)
本会議に関する諸活動	出席(質問、討論、採決等)	議案等に対する検討	議案等に対する検討	質問の準備、議案等に対する検討	
	委員会(常任・特別)に関する諸活動	出席(質問、協議、採決等)	議案等に対する検討	議案等に対する検討	
その他議会の会議に関する諸活動 (代表者会議、議会運営委員会、広聴広報会議、議会改革推進会議、検討会等)	出席(協議、決定等)	協議事項に対する検討	協議事項に対する検討	協議事項に対する検討	
	請願・陳情への対応 議会出前講座等の実施	請願・陳情への対応 県民意見の把握	請願・陳情への対応 県民意見の把握	請願・陳情への対応 県民意見の把握	
国・執行機関等への提案・要望					
諸行事への参加	議員派遣				
	その他				
調査・研修 (委員会等の公務を除く)			政務調査活動	政務調査活動	
冠婚葬祭					
選挙・政治活動					
兼業業務					

注) ※1.各会議・行事等への参加にかかる移動時間は該当項目に含まれます。
 ※2.睡眠、食事等の「日常生活」やレジャー等の「余暇活動」に要する時間は除きます。

旅費からみた三重県議会議員の活動実態について

三重県議会議員の活動日数を旅費が使用された日数で分類すると、平成22年度中は以下のとおりであった。(詳細は別紙一覧のとおり。)

議会用務に係る費用弁償該当日 73.6日

(本会議・委員会(県内外調査含む)・協議又は調整の場合出席・議員派遣、議会を代表する用務)

(単位:日)

用務場所	議事堂	選挙区内	選挙区外		計
			県内	県外	
議会用務日数	62.4	0.6	4.3	6.3	73.6
	60.9	0.5	3.2	5.4	70.0

※津市選挙区選出議員にあつては、選挙区内に議事堂を含まない。

※上段は全議員平均、下段は正副議長を除く平均

政務調査活動に係る旅費充当日 194.3日

(会派分に係る調査研究・研修等104.4日、議員分に係る調査研究・研修等89.9日)

(単位:日)

用務場所	議事堂	選挙区内	選挙区外		計
			県内	県外	
会派分政務調査日数	22.4	47.5	23.1	11.5	104.4
	22.9	48.4	23.3	11.6	106.1
議員分政務調査日数	9.2	56.1	18.0	6.6	89.9
	9.6	55.1	18.4	6.9	90.0
合計政務調査日数	31.6	103.6	41.1	18.1	194.3
	32.5	103.5	41.7	18.5	196.1

※津市選挙区選出議員にあつては、選挙区内に議事堂を含まない。

※上段は全議員平均、下段は正副議長を除く平均

※端数処理の関係上計は一致しないことがある。

旅費不使用日 97.1日

合 計 365日

留意点

※ 政務調査費を使用していない議員の政務調査活動日数は把握できない。

※ 旅行を伴わずに議員としての活動(例:自宅での議案精読)が行われた日数は把握できない。

(別紙一覧)

(単位:日)

区 分 議 員	費用弁償対象					政務調査費充当												旅費使用 な し
	議事堂	選挙区内	選挙区外		計	会 派 分					議 員 分					政務調 査費計		
			県 内	県 外		議事堂	選挙区内	県 内	県 外	計	議事堂	選挙区内	県 内	県 外	計			
1	57	0	4	7	68	14	100	49	8	171	11	59	19	3	92	263	34	
2	114	0	4	9	127	10	6	24	15	55	12	77	31	5	125	180	58	
3	55	0	2	5	62	23	3	14	21	61	34	83	40	7	164	225	78	
4	72	0	2	6	80	15	8	20	22	65	27	49	11	0	87	152	133	
5	77	0	4	8	89	0	0	0	2	2	34	56	23	3	116	118	158	
6	57	0	3	7	67	16	76	16	21	129	6	58	7	3	74	203	95	
7	51	0	2	2	55	38	6	46	20	110	11	35	97	39	182	292	18	
8	97	1	31	7	136	17	9	17	12	55	0	81	3	0	84	139	90	
9	48	2	0	4	54	20	169	1	12	202	0	40	3	0	43	245	66	
10	97	5	30	44	176	3	46	20	7	76	0	74	15	3	92	168	21	
11	68	0	2	4	74	29	31	48	17	125	7	74	16	1	98	223	68	
12	62	1	2	6	71	19	65	38	14	136	6	114	18	2	140	276	18	
13	55	2	3	6	66	53	1	8	19	81	17	43	24	27	111	192	107	
14	56	1	5	7	69	33	55	26	19	133	26	84	29	3	142	275	21	
15	41	0	2	1	44	41	1	12	3	57	21	57	13	0	91	148	173	
16	55	1	7	5	68	25	70	21	8	124	1	10	0	0	11	135	162	
17	55	0	2	6	63	27	0	23	8	58	27	46	23	2	98	156	146	
18	62	5	3	6	76	36	141	16	13	206	0	2	0	0	2	208	81	
19	54	0	5	3	62	10	241	18	8	277	0	0	0	0	0	277	26	
20	59	0	5	5	69	13	163	34	0	210	0	42	0	0	42	252	44	
21	75	0	2	8	85	12	90	35	9	146	13	35	16	13	77	223	57	
22	55	2	3	4	64	30	156	16	12	214	0	66	2	0	68	282	19	
23	56	0	2	3	61	50	7	64	20	141	15	19	84	11	129	270	34	
24	65	0	3	6	74	37	5	15	23	80	6	11	6	47	70	150	141	
25	58	0	1	4	63	31	16	17	22	86	9	94	31	31	165	251	51	
26	59	0	1	7	67	3	48	21	9	81	0	102	14	7	123	204	94	
27	51	0	3	4	58	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	306	
28	60	0	10	6	76	0	0	0	5	5	0	0	0	0	0	5	284	
29	58	0	2	5	65	6	9	14	37	66	11	122	43	30	206	272	28	
30	66	0	3	6	75	87	14	16	7	124	5	121	25	1	152	276	14	
31	61	0	6	5	72	21	42	24	23	110	1	117	36	18	172	282	11	
32	87	1	3	4	95	18	43	9	12	82	13	139	12	8	172	254	16	
33	59	0	2	6	67	45	10	46	6	107	11	93	22	7	133	240	58	
34	55	0	2	5	62	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	3	300	
35	67	0	2	5	74	53	26	62	12	153	14	11	6	6	37	190	101	
36	63	1	4	8	76	0	0	0	2	2	6	179	16	2	203	205	84	
37	64	2	4	7	77	0	0	0	0	0	8	13	2	1	24	24	264	
38	75	1	4	8	88	0	0	0	0	0	34	0	1	0	35	35	242	
39	58	0	2	6	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	299	
40	54	0	2	4	60	39	80	35	19	173	2	34	14	15	65	238	67	
41	56	0	2	6	64	26	80	37	8	151	5	72	19	4	100	251	50	
42	67	0	4	9	80	19	37	64	21	141	1	91	19	7	118	259	26	
43	59	2	6	6	73	9	38	71	7	125	8	70	72	8	158	283	9	
44	51	0	4	4	59	44	86	29	13	172	9	72	5	0	86	258	48	
45	52	0	2	5	59	24	148	26	1	199	1	37	6	0	44	243	63	
46	52	0	2	2	56	26	34	38	8	106	20	68	53	0	141	247	62	
47	66	1	1	4	72	26	93	19	17	155	8	55	3	4	70	225	68	
48	60	0	7	6	73	11	0	3	6	20	0	0	0	0	0	20	272	
49	57	0	4	6	67	37	76	19	10	142	9	42	5	7	63	205	93	
平均 (全議員)	62.4	0.6	4.3	6.3	73.6	22.4	47.5	23.1	11.5	104.4	9.2	56.1	18.0	6.6	89.9	194.3	97.1	
平均 (正副議長除)	60.9	0.5	3.2	5.4	70.0	22.9	48.4	23.3	11.6	106.1	9.6	55.1	18.4	6.9	90.0	196.1	98.9	

※ 同一日に「費用弁償対象」の旅費と「政務調査費充当」の旅費とがある場合は、「費用弁償対象」を優先して計上している。

三重県議会議員活動実態アンケート調査の実施について

1 目的

議員報酬等に関する在り方調査会では、議員報酬等の適正な額を議論するにあたり、議員の活動実態を調査項目にしたことから、議員がどのような活動にどの程度時間を使っているかを把握するためアンケートを実施する。

2 調査対象

三重県議会議員全員

3 調査期間

平成22年9月1日～平成23年8月31日（1年間）

（現職で再選された議員は上記期間すべてのうちの1か月間を分担
新議員は平成23年5月以降のうちの1か月間を分担）

4 調査方法

- ・ 記名アンケート
- ・ 調査期間中の各月について4（又は5）人が回答するよう調整のうえ、全議員が1か月分を分担
- ・ 分担する月の議員活動について、毎日の活動内容（3時間単位）を議員活動分類表から選択して記入

5 提出期限

平成23年9月28日（水）

6 その他

- ・ 議員ヒアリング・意見交換が行われる場合のヒアリング等の諾否について確認
- ・ 調査結果は、事務局で集計したものを公表

記入要領

- (1) 活動調査票は月別のシートになっており、現職で再選された議員の方は平成22年9月から平成23年8月までの中で1か月分、新議員の方は平成23年5月から8月までの中で1か月分を分担していただきます。

分担していただく月のすべての日について、「6～9時」「9～12時」「12～15時」「15～18時」「18～21時」の5つの時間帯ごとに、活動内容を「議員活動分類表」の分類番号により、いずれか1つを選択して記入してください。

- (2) 同じ時間帯に複数の活動がある場合は、所要時間や重要度から総合的に判断して、主なもの1つを記入してください。(判断がつかない場合は、備考欄にその時間帯の内訳を分類番号により記入いただいても結構です。)

- (3) 所要時間には、そのために要した移動時間も含めてください。

- (4) 1つの活動が複数の時間帯にまたがる場合も、時間帯ごとに上記により判断して記入してください。

- (5) 議員活動のすべてを網羅することはできませんので、「その他」を設定しています。「その他」を選択した場合は、「備考」欄にその内容を記入してください。

また、その日の活動内容について、特記すべき事項がある場合も「備考」欄に記入してください。

- (6) 最終ページには、調査事項に対する自由意見及び議員ヒアリングの諾否についてもお伺いしておりますので、忘れずにご記入をお願いします。

提出期限：平成23年9月28日(水)

議員活動分類表

1	本会議	
2	委員会	常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、各委員会の県内・県外調査
3	条例、会議規則に基づく会議	代表者会議、全員協議会、議案聴取会、委員長会議、広聴広報会議、条例検証検討会、各派世話人会、予決理事会
4	議員派遣	
5	正副議長の公務	正副議長を充職とする各種団体の役員としての用務を含む 正副議長以外の議員が議長代理として行事に出席する場合を含む
6	1～3以外の議会における会議	議会改革推進会議総会・役員会、基本条例PJ会議、会期見直しPJ会議、政策担当者による協議、議員連盟総会など
7	議会選出の公職としての用務	議会から選出する監査委員、四港議員、環境審議会委員、都市計画審議会委員としての用務や常任委員長又は委員を充職とする各種団体の役員としての用務
8	議会活動に付随する用務	質疑・質問の準備、議案精読、文献・資料調査などで、主に1人で行うもの
9	報告会、座談会	議員又は会派が住民の意見を聴き取るために開催するもの
10	現地調査、視察	議員又は会派が県政(地域)課題の把握や解決のために現地・現場へ出向いて行うもの(県内外を問わない)
11	会合、聴取	議員又は会派が県政(地域)課題の情報収集のために県・市町など関係者から説明を受けたり、意見交換を行うもの
12	陳情、要望	議員又は会派が地域や団体の要望等を相手方から受けるもの
13	研修、講演会	議員又は会派として研修、講演会、勉強会へ参加するもの
14	公的行事(県)	式典、総会、イベント等で三重県が主催又は共催するもの
15	公的行事(県以外)	式典、総会、イベント等で国や市町(三重県内)が主催又は共催するもの
16	14、15以外の行事	式典、総会、イベント等で各種団体が主催するもの
17	政党活動	所属政党の党員として行う諸活動であって、他に該当しないもの
18	後援会活動	議員個人の後援会が行う諸活動であって、他に該当しないもの
19	会派活動	所属会派の構成員として行う諸活動であって、他に該当しないもの(会派総会を含む)
20	選挙運動	自己の選挙運動のほか、各種選挙での他の候補者の応援も含む
21	私的活動	休養、兼業業務、家族との時間、趣味の時間など他に該当しないもの
22	その他	(調査票の備考欄に具体的な内容を記載してください。)

活動調査票（平成22年9月）

（議員名： _____ ）

日	曜日	①6～ 9時	②9～ 12時	③12～ 15時	④15～ 18時	⑤18～ 21時	備 考
1	水						
2	木						
3	金						
4	土						
5	日						
6	月						
7	火						
8	水						
9	木						
10	金						
11	土						
12	日						
13	月						
14	火						
15	水						
16	木						
17	金						
18	土						
19	日						
20	祝						
21	火						
22	水						
23	祝						
24	金						
25	土						
26	日						
27	月						
28	火						
29	水						
30	木						

- 1 調査会における審議の参考となる事項や、調査会に対して申し述べたい意見等があれば、ご自由にお書きください。

議員名： _____

○ 議員活動について

○ 議員報酬について

○ 政務調査費について

○ その他

- 2 今回の調査結果をもとに個々の議員に対するヒアリングが行われる場合、ヒアリング・意見交換に応じていただくことはできますか。

・ ぜひ応じたい ・ 要請があれば応じる ・ 応じられない

